

(1)の17 貸金業法第24条の6の10第1項から第5項まで（これらの規定を同法第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項、第24条の4第2項及び第24条の5第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく報告の徴収及び立入検査に関すること。

(1)の18 貸金業法第24条の6の11第2項の規定に基づく社内規則の作成又は変更の命令に関すること。

(1)の19 貸金業法第24条の6の11第3項の規定に基づく社内規則の作成又は変更の承認に関すること。

(1)の20 貸金業法第24条の6の11第4項の規定に基づく承認を受けた社内規則の変更又は廃止の承認に関すること。

(1)の21 貸金業法第44条の3第1項及び第3項の規定に基づく登録等に関する意見聴取に関すること。

(1)の22 貸金業苦情相談コーナーの運営に関すること。

(1)の23 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第9条第1項の規定に基づく経営革新計画の承認に関すること。

(1)の24 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第10条第1項の規定に基づく経営革新計画の変更の承認に関すること。

(1)の25 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第10条第2項の規定に基づく経営革新計画の承認の取消しに関すること。

(1)の26 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第34条第1項の規定に基づく調査に関すること。

(1)の27 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第34条第3項の規定に基づく指導及び助言に関すること。

(1)の28 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第35条の規定に基づく報告の徴収に関すること。

(1)の29 省略

(1)の30 省略

(1)の31 省略

(1)の32 省略

(1)の33 省略

(1)の34 省略

(2) 中小企業等協同組合法第9条の2第7項の規定に基づく特定共済組合の他の事業の承認に関すること（主たる事務所が地方局の所管区域内に存する事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合に係るものに限る。）。

(2)の2 中小企業等協同組合法第9条の2の2（同法第9条の9第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づく団体協約に係るあつせん及び調停に関すること（主たる事務所が地方局の所管区域内に存する事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合に係るものに限る。）。

(1)の7 貸金業法第24条の6の10第3項及び第4項（これらの規定を同法第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項、第24条の4第2項及び第24条の5第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく_____ 立入検査に関すること。

(1)の8 中小企業経営革新支援法第4条第1項の規定に基づく経営革新計画の承認の申請の受理に関すること。

(1)の9 中小企業経営革新支援法第5条第1項の規定に基づく経営革新計画の変更承認の申請の受理に関すること。

(1)の10 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第4条第1項の規定に基づく研究開発等事業計画の認定の申請の受理に関すること。

(1)の11 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第5条第1項の規定に基づく研究開発等事業計画の変更認定の申請の受理に関すること。

(1)の12 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第10条第1項の規定に基づく特定中小企業者である個人が事業開始後5年を経過していないことの認定の申請の受理に関すること。

(1)の13 省略

(1)の14 省略

(1)の15 省略

(1)の16 省略

(1)の17 省略

(1)の18 省略

(2) 商工会議所法第58条第1項の規定に基づく報告の徴収及び立入検査に関すること。

(2)の2 商工会法第50条第1項の規定に基づく報告の徴収及び立入検査に関すること。

- (2)の3 中小企業等協同組合法第9条の2の3第1項（同法第9条の9第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づく組合員以外の者の事業の利用の認可に関すること（主たる事務所が地方局の所管区域内に存する事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合に係るものに限る。）。
- (2)の4 中小企業等協同組合法第9条の2の3第2項（同法第9条の9第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づく組合員以外の者の事業の利用の認可の取消しに関すること（主たる事務所が地方局の所管区域内に存する事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合に係るものに限る。）。
- (2)の5 中小企業等協同組合法第9条の6の2第1項（同法第9条の9第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づく共済規程の認可に関すること（主たる事務所が地方局の所管区域内に存する事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合に係るものに限る。）。
- (2)の6 中小企業等協同組合法第9条の6の2第4項（同法第9条の9第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づく共済規程の変更及び廃止の認可に関すること（主たる事務所が地方局の所管区域内に存する事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合に係るものに限る。）。
- (2)の7 中小企業等協同組合法第9条の9第4項の規定に基づく特定共済組合連合会の他の事業の承認に関すること（主たる事務所が地方局の所管区域内に存する事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合に係るものに限る。）。
- (2)の8 中小企業等協同組合法第27条の2第1項の規定に基づく設立の認可に関すること（主たる事務所が地方局の所管区域内に存する事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合に係るものに限る。）。
- (2)の9 中小企業等協同組合法第35条の2の規定に基づく役員の変更の届出の受理に関すること（主たる事務所が地方局の所管区域内に存する事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合に係るものに限る。）。
- (2)の10 中小企業等協同組合法第48条（同法第55条第6項において準用する場合を含む。）の規定に基づく総会又は総代会の招集の承認に関すること。（主たる事務所が地方局の所管区域内に存する事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合に係るものに限る。）。
- (2)の11 中小企業等協同組合法第51条第2項（同法第55条第6項において準用する場合を含む。）の規定に基づく定款の変更の認可に関すること（主たる事務所が地方局の所管区域内に存する事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合に係るものに限る。）。
- (2)の12 中小企業等協同組合法第57条の5の規定に基づく共済事業を行う組合等の余裕金の運用方法の認可に関すること（主たる事務所が地方局の所管区域内に存する事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合に係るものに限る。）。
- (2)の13 中小企業等協同組合法施行規則第169条第2項の規定に基づく説明書類の縦覧開始の延期の承認に関すること（主たる事務所が地方局の所管区域内に存する事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合に係るものに限る。）。
- (2)の14 中小企業等協同組合法第62条第2項の規定に基づく解散の届出の受理に関すること（主たる事務所が地方局の所管区域内に存する事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業

- 組合に係るものに限る。))。
- (2)の15 中小企業等協同組合法第62条第4項の規定に基づく責任共済等の事業を行う組合の解散決議の認可に関すること（主たる事務所が地方局の所管区域内に存する事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合に係るものに限る。))。
- (2)の16 中小企業等協同組合法第66条第1項の規定に基づく合併の認可に関すること（主たる事務所が地方局の所管区域内に存する事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合に係るものに限る。))。
- (2)の17 中小企業等協同組合法第96条第5項の規定に基づく解散命令に伴う登記の嘱託に関すること（主たる事務所が地方局の所管区域内に存する事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合に係るものに限る。))。
- (2)の18 中小企業等協同組合法第104条の規定に基づく業務等に関する不服の申出に対する措置に関すること（主たる事務所が地方局の所管区域内に存する事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合に係るものに限る。))。
- (2)の19 中小企業等協同組合法第105条第1項の規定に基づく業務等の検査請求に基づく検査に関すること（主たる事務所が地方局の所管区域内に存する事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合に係るものに限る。))。
- (2)の20 中小企業等協同組合法第105条の2第1項及び第2項の規定に基づく決算関係書類の受理に関すること（主たる事務所が地方局の所管区域内に存する事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合に係るものに限る。))。
- (2)の21 中小企業等協同組合法施行規則第187条第3項の規定に基づく決算関係書類の提出の延期の承認に関すること（主たる事務所が地方局の所管区域内に存する事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合に係るものに限る。))。
- (2)の22 中小企業等協同組合法第105条の3第1項から第4項まで及び第105条の4第1項から第4項までの規定に基づく業務又は会計に関する報告の徴収及び検査に関すること（主たる事務所が地方局の所管区域内に存する事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合に係るものに限る。))。
- (2)の23 中小企業等協同組合法第106条第1項の規定に基づく業務改善命令に関すること（主たる事務所が地方局の所管区域内に存する事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合に係るものに限る。))。
- (2)の24 中小企業等協同組合法第106条第2項の規定に基づく解散命令に関すること（主たる事務所が地方局の所管区域内に存する事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合に係るものに限る。))。
- (2)の25 中小企業等協同組合法第106条第3項の規定に基づく解散命令に代わる官報掲載に関すること（主たる事務所が地方局の所管区域内に存する事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合に係るものに限る。))。
- (2)の26 中小企業等協同組合法第106条の2の規定に基づく共済事業に係る監督上の処分に関すること（主たる事務所が地方局の所管区域内に存する事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び企業組合に係るものに限る。))。
- (2)の27 中小企業等協同組合法第106条の3の規定に基づく共済事業に係る届出の受理に関すること（主たる事務所が地方局の所管区域内に存する事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会

- 及び企業組合に係るものに限る。。
- (2)の28 中小企業団体の組織に関する法律第5条の7第2項の規定に基づく事業の転換の認可に関すること（主たる事務所が地方局の所管区域内に存する協業組合に係るものに限る。）。
- (2)の29 中小企業団体の組織に関する法律第5条の17第1項の規定に基づく設立の認可に関すること（主たる事務所が地方局の所管区域内に存する協業組合に係るものに限る。）。
- (2)の30 中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第3項において準用する中小企業等協同組合法第35条の2の規定に基づく役員の変更届出の受理に関すること（主たる事務所が地方局の所管区域内に存する協業組合に係るものに限る。）。
- (2)の31 中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第3項において準用する中小企業等協同組合法第48条の規定に基づく総会の招集の承認に関すること（主たる事務所が地方局の所管区域内に存する協業組合に係るものに限る。）。
- (2)の32 中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第3項において準用する中小企業等協同組合法第51条第2項の規定に基づく定款の変更の認可に関すること（主たる事務所が地方局の所管区域内に存する協業組合に係るものに限る。）。
- (2)の33 中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第4項において準用する中小企業等協同組合法第62条第2項の規定に基づく解散の届出の受理に関すること（主たる事務所が地方局の所管区域内に存する協業組合に係るものに限る。）。
- (2)の34 中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第4項において準用する中小企業等協同組合法第66条第1項の規定に基づく合併の認可に関すること（主たる事務所が地方局の所管区域内に存する協業組合に係るものに限る。）。
- (2)の35 中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第5項において準用する中小企業等協同組合法第96条第5項の規定に基づく解散命令に伴う登記の嘱託に関すること（主たる事務所が地方局の所管区域内に存する協業組合に係るものに限る。）。
- (2)の36 中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第6項において準用する中小企業等協同組合法第104条の規定に基づく業務等に関する不服の申出に対する措置に関すること（主たる事務所が地方局の所管区域内に存する協業組合に係るものに限る。）。
- (2)の37 中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第6項において準用する中小企業等協同組合法第105条第1項の規定に基づく業務等の検査請求に基づく検査に関すること（主たる事務所が地方局の所管区域内に存する協業組合に係るものに限る。）。
- (2)の38 中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第6項において準用する中小企業等協同組合法第105条の2第1項及び第2項の規定に基づく決算関係書類の受理に関すること（主たる事務所が地方局の所管区域内に存する協業組合に係るものに限る。）。
- (2)の39 中小企業団体の組織に関する法律施行規則第90条第2項の規定に基づく決算書類の提出の延期の承認に関すること（主たる事務所が地方局の所管区域内に存する協業組合に係るものに限る。）。
- (2)の40 中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第6項において準用する中小企業等協同組合法第105条の3第2項及び第105条の4第1項の規定に基づく業務又は会計に関する報告の徴収及び検査に関すること（主たる事務所が地方局の所管区域内に存する協業組合に係るものに限る。）。
- (2)の41 中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第6項におい

- て準用する中小企業等協同組合法第106条第1項の規定に基づく業務改善命令に関すること（主たる事務所が地方局の所管区域内に存する協業組合に係るものに限る。）。
- (2)の42 中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第6項において準用する中小企業等協同組合法第106条第2項の規定に基づく解散命令に関すること（主たる事務所が地方局の所管区域内に存する協業組合に係るものに限る。）。
- (2)の43 中小企業団体の組織に関する法律第95条第4項の規定に基づく協業組合への組織変更の認可に関すること（主たる事務所が地方局の所管区域内に存する協業組合に係るものに限る。）。
- (2)の44 中小企業団体の組織に関する法律第95条第7項の規定に基づく協業組合への組織変更の届出の受理に関すること（主たる事務所が地方局の所管区域内に存する協業組合に係るものに限る。）。
- (2)の45 中小企業団体の組織に関する法律第100条の11の規定に基づく株式会社への組織変更の届出の受理に関すること。
- (2)の46 中小企業団体の組織に関する法律第101条の2第2項の規定に基づく命令等に係る経済産業大臣への通知に関すること（主たる事務所が地方局の所管区域内に存する協業組合に係るものに限る。）。
- (2)の47 商工会法第23条第1項の規定に基づく設立の認可に関すること。
- (2)の48 商工会法第23条第3項（同法第44条第4項（同法第48条第5項において準用する場合を含む。）及び第52条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく関係都道府県知事等への意見聴取に関すること。
- (2)の49 商工会法第42条第5項（同法第48条第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づく総会及び総代会の招集の承認に関すること。
- (2)の50 商工会法第44条第2項（同法第48条第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づく定款変更の認可に関すること。
- (2)の51 商工会法第49条の規定に基づく事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録の受理に関すること。
- (2)の52 商工会法第50条第1項の規定に基づく報告の徴収及び立入検査に関すること。
- (2)の53 商工会法第51条第1項から第4項までの規定に基づく警告又は解散の勧告及び設立の認可の取消し等に関すること。
- (2)の54 商工会法第51条第5項の規定に基づく警告又は解散の勧告及び設立の認可の取消し等に関する関係都道府県知事等への意見の聴取に関すること。
- (2)の55 商工会法第52条第2項の規定に基づく解散の届出の受理に関すること。
- (2)の56 商工会法第52条の2第2項の規定に基づく合併の認可に関すること。
- (2)の57 商工会法第53条の規定に基づく清算人の選任に関すること。
- (2)の58 商工会法第54条第1項及び第2項の規定に基づく財産処分の方法の認可に関すること。
- (2)の59 商工会法第55条において準用する民法第83条の規定に基づく清算結了の届出の受理に関すること。
- (2)の60 商工会議所法第7条第2項の規定に基づく特定商工業者の該当基準の許可に関すること。
- (2)の61 商工会議所法第10条第2項の規定に基づく法定台帳の作成

- の期間の延長に関すること。
- (2)の62 商工会議所法第12条第1項の規定に基づく負担金の賦課の許可に関すること。
- (2)の63 商工会議所法第27条第3項（同法第46条第4項及び第60条の2第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づく経済産業大臣への意見具申に関すること。
- (2)の64 商工会議所法第46条第2項の規定に基づく定款変更の認可に関すること。
- (2)の65 商工会議所法第57条の規定に基づく収支決算等の報告の受理に関すること。
- (2)の66 商工会議所法第58条第1項の規定に基づく報告の徴収及び立入検査に関すること。
- (2)の67 商工会議所法第59条第1項及び第4項の規定に基づく警告及び業務の一部停止命令に関すること。
- (2)の68 商工会議所法第59条第4項の規定に基づく商工会議所に対する業務の一部停止若しくは設立の認可の取消処分又は地区変更若しくは解散の勧告についての意見の具申に関すること。
- (2)の69 商工会議所法施行令第7条第2項の規定に基づく報告の徴収及び検査並びに業務の一部停止命令に係る経済産業大臣への報告に関すること。
- (2)の70 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第1項の規定に基づく基盤施設計画の認定に関すること（商工会及び商工会議所に係るものに限る。）。
- (2)の71 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第6条第1項の規定に基づく基盤施設計画の変更認定に関すること（商工会及び商工会議所に係るものに限る。）。
- (2)の72 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第6条第2項の規定に基づく基盤施設計画の認定の取消しに関すること（商工会及び商工会議所に係るものに限る。）。
- (2)の73 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第18条第1項の規定に基づく連携計画の認定に関すること（商工会及び商工会議所に係るものに限る。）。
- (2)の74 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第19条第1項の規定に基づく連携計画の変更認定に関すること（商工会及び商工会議所に係るものに限る。）。
- (2)の75 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第19条第2項の規定に基づく連携計画の認定の取消しに関すること（商工会及び商工会議所に係るものに限る。）。
- (2)の76 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第22条第1項の規定に基づく認定基盤施設計画及び認定連携計画の実施状況の報告の徴収に関すること（商工会及び商工会議所に係るものに限る。）。
- (3) 自転車競技法第2条の規定に基づく競輪の開催の届出及び変更の届出の経済産業局長への進達に関すること。
- (3)の2 営農活動支援交付金に係る生産計画及び実施状況の確認に関すること。
- (4) 休廃止鉱山鉱害防止事業費補助金に係る愛媛県補助金等交付規則第5条から第7条（同規則第9条第3項及び第17条第4項において準用する場合を含む。）まで、第8条第1項、第9条第1項、第11条、第12条第1項及び第2項、第13条（同規則第15条第2項において準用する場合を含む。）、第14条、第15条第1項、第16条、第17条第1項、第18条、第21条、第22条並びに第24条第1項の規定に基づく知事の権限に属する事務に関すること。

- (4)の2 農業協同組合法第72条の13第2項の規定に基づく農事組合法人の定款変更の届出の受理に関すること。
- (4)の3 農業協同組合法第72条の16第4項の規定に基づく農事組合法人の設立の届出の受理に関すること。
- (4)の4 農業協同組合法第72条の17第2項の規定に基づく農事組合法人の解散の届出の受理に関すること。
- (4)の5 農業協同組合法第72条の18第3項の規定に基づく農事組合法人の合併の届出の受理に関すること。
- (4)の6 農業協同組合法第73条第2項において準用する民法第56条の規定に基づく農事組合法人の仮理事の選任に関すること。
- (4)の7 農業協同組合法第73条第4項において準用する民法第83条の規定に基づく農事組合法人の清算終了の届出の受理に関すること。
- (4)の8 農業協同組合法第73条第5項の規定に基づく農事組合法人に係る裁判所に対する意見の具申及び裁判所からの囑託による調査に関すること。
- (4)の9 農業協同組合法第73条第6項の規定に基づく農事組合法人に係る裁判所に対する意見の具申に関すること。
- (4)の10 農業協同組合法第73条の12の規定に基づく農事組合法人の組織変更の届出の受理に関すること。
- (4)の11 農業協同組合法第93条第1項の規定に基づく農事組合法人に係る報告の徴収及び資料の提出命令に関すること。
- (4)の12 農業協同組合法第94条第2項の規定に基づく農事組合法人に係る業務又は会計の状況の検査に関すること。
- (4)の13 農業協同組合法第95条第1項及び第2項の規定に基づく農事組合法人に係る違法行為に対する処置に関すること。
- (4)の14 農業協同組合法第95条の2の規定に基づく農事組合法人に係る解散命令に関すること。
- (4)の15 農業協同組合法第95条の3の規定に基づく農事組合法人に係る解散命令に係る公告に関すること。
- (4)の16 愛媛県卸売市場条例第5条第2項に基づく中央卸売市場から転換した地方卸売市場の卸売業務の届出の受理に関すること。
- (5)～(15) 省略
- 16) 削除
- (17) 薬事法第76条の3第1項の規定に基づく薬事監視員の任免に関すること。
- (18)～(30) 省略
- (31) 県営の治山工事及び林道工事で1件の設計金額（入札に付すべき金額（材料を支給する場合は、請負に付すべき金額に支給材料の金額を加算した金額）をいう。以下同じ。）が5億円未満の工事の執行に関すること。
- (31)の2 1件の設計金額が1億円未満の県営の治山工事及び林道工事の調査、測量及び設計の委託に関すること。
- (32) 1件の設計金額が5億円以上の県営の治山工事及び林道工事の請負契約条項に基づく30日以内の工事中止に関すること。
- (32)の2 次に掲げる補助金等に係る愛媛県補助金等交付規則第5条から第7条（同規則第9条第3項及び第17条第4項において準用する場合を含む。）まで、第8条第1項、第9条第1項、第11条、第12条第1項及び第2項、第13条（同規則第15条第2項において準用する場合を含む。）、第14条、第15条第1項、第16条、第17条第1項、第18条、第21条並びに第24条の規定

- (5)～(15) 省略
- 16) 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第50条第2項の規定に基づく飼料又は飼料添加物の販売業者の届出の受理に関すること。
- (17) 薬事法第77条第2項の規定に基づく薬事監視員の任免に関すること。
- (18)～(30) 省略
- (31) 県営の治山工事及び林道工事で1件の設計金額（入札に付すべき金額（材料を支給する場合は、請負に付すべき金額に支給材料の金額を加算した金額）をいう。以下同じ。）が1億円未満の工事の執行に関すること。
- (32) 1件の設計金額が1億円以上の県営の治山工事及び林道工事の請負契約条項に基づく30日以内の工事中止に関すること。
- (32)の2 次に掲げる補助金に係る愛媛県補助金等交付規則第5条、第6条
 _____、第8条第1項、第9条第1項、第11条、第12条第1項及び第2項、第13条（同規則第15条第2項において準用する場合を含む。）、第14条、第15条第1項、第16条、第17条第1項、第18条、第21条並びに第24条第1項及び第2項

に基づく知事の権限に属する事務に関すること。

ア 省略

イ 知事の承認を得た林道整備事業費補助金

ウ 知事の承認を得た県単独林道整備事業費補助金

エ 省略

オ 省略

カ 省略

キ 省略

ク 知事の承認を得た農村環境保全向上活動支援事業補助金

ケ 知事の承認を得た愛媛県単独土地改良事業補助金

コ 中山間地域活性化資金の利子補給金（林業に係るものに限る。）

33～40の2 省略

41) 県営林事業の工事の執行に関すること。

41)の2 県営林事業に係る指名業者の選定に関すること。

41)の3 県営林地の一時的な使用の承認に関すること。

41)の4 県営林内の支障木の除去及び補償に関すること。

41)の5 県営林事業執行に伴う許可申請、届出、協議等の手続に関すること。

42) 県営林の _____ 調査に関すること。

43～46の5 省略

46)の6 森林病虫害等防除法第6条第1項の規定に基づく立入検査及び収去に関すること。

46)の7 森林病虫害等防除法第7条の7の規定に基づく樹種転換に関する助言、指導及び勧告に関すること。

46)の8 森林病虫害等防除法第7条の10第3項の規定に基づく地区実施計画の策定及び変更に係る同意に関すること。

46)の9 過疎地域自立促進特別措置法第26条の規定に基づく農林漁業の経営改善又は振興のための計画の認定に関すること（林業に係るものに限る。）。

46)の10 中山間地域活性化資金の融資機関との利子補給契約に関すること（林業に係るものに限る。）。

46)の11 地すべり等防止法第22条第1項の規定に基づく報告の徴収及び立入検査に関すること（農林水産省林野庁所管に係るものに限る。）。

47) 次に掲げる農業土木請負工事の執行に関すること。

ア 1件の設計金額が5億円未満の請負工事の執行。ただし、1件の設計価格が100万円以上の物品の購入、借入れ、修繕及び運搬を除く。

イ 1件の設計金額が5億円以上の請負工事で次の行為をすること。

(ア)～(エ) 省略

47)の2 1件の設計金額が1億円未満の県営農業土木工事の調査、測量及び設計の委託に関すること。

48～53の2 省略

53)の3 土地改良財産の無償譲渡及び無償貸付並びに分担金の徴収に関する条例第3条の規定に基づく土地改良財産の譲与又は無償貸付に関すること。

54) 愛媛県土地改良財産の管理及び処分に関する規則第5条、第7条第1項、第8条、第9条、第13条第2項、第14条第1項及び第2項並びに第15条第1項の規定に基づく県有土地改良財産の軽微な目的外使用及び原形変更に関すること。

54)の2 愛媛県土地改良財産の管理及び処分に関する規則第10条の

の規定に基づく知事の権限に属する事務に関すること。

ア 省略

イ 省略

ウ 省略

エ 省略

オ 省略

33～40の2 省略

41) 県営林育林事業の工事の執行に関すること。

42) 県営林の木材生産指導及び調査に関すること。

43～46の5 省略

47) 次に掲げる農業土木請負工事の執行に関すること。

ア 1件の設計金額が1億円未満の請負工事の執行。ただし、1件の設計価格が100万円以上の物品の購入、借入れ、修繕及び運搬を除く。

イ 1件の設計金額が1億円以上の請負工事で次の行為をすること。

(ア)～(エ) 省略

48～53の2 省略

54) _____
_____ 県有土地改良財産の軽微な目的外使用及び原形変更に関すること。

54)の2 _____

規定に基づく土地改良財産（基幹的土地改良施設及び共同施設に係るものを除く。）の管理の委託に関すること。

55) 省略

55)の2 省略

55)の3 土地改良法第48条第8項、第84条、第96条の2第4項及び第96条の3第4項において準用する同法第6条第2項、第4項及び第5項の規定に基づく農用地造成事業等に係る農用地外資格者に対するあつせん又は調停に関すること。

55)の4 土地改良法第7条第5項の規定に基づく援助技術員の選任に関すること。

55)の5 土地改良法第48条第9項（同法第96条の3第5項において準用する場合を含む。）、第84条及び第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定に基づく土地改良事業計画等の適否の決定に関すること。

55)の6 土地改良法第8条第2項の規定に基づく土地改良事業計画の審査のために行う調査に当たる技術者の選定に関すること。

55)の7 土地改良法第48条第9項（同法第96条の3第5項において準用する場合を含む。）、第84条及び第96条の2第5項において準用する同法第9条第1項の規定に基づく異議の申出の受理に関すること。

55)の8 土地改良法第48条第9項（同法第96条の3第5項において準用する場合を含む。）、第84条及び第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定に基づく土地改良事業計画の認可及び同意に関すること。

55)の9 土地改良法第18条第16項（同法第84条において準用する場合を含む。）の規定に基づく役員の就任等の届出の処理に関すること。

55)の10 土地改良法第29条の3第1項（同法第84条において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮理事の選任及び役員を選任するための総会の招集に関すること。

55)の11 土地改良法第30条第2項（同法第84条において準用する場合を含む。）の規定に基づく定款の変更の認可に関すること。

55)の12 土地改良法第36条第8項（同法第84条において準用する場合を含む。）の規定に基づく特定受益者に対する賦課の認可に関すること。

55)の13 土地改良法第48条第1項（同法第84条において準用する場合を含む。）の規定に基づく土地改良事業計画の変更、土地改良事業の廃止及び新たな土地改良事業の施行の認可に関すること。

55)の14 土地改良法第49条第1項（同法第84条及び第96条の4において準用する場合を含む。）の規定に基づく災害のための応急工事計画の認可に関すること。

55)の15 土地改良法第57条の2第1項及び第3項（これらの規定を同法第84条及び第96条の4において準用する場合を含む。）の規定に基づく管理規程の認可並びに変更及び廃止の認可に関すること。

55)の16 土地改良法第57条の4第1項（同法第57条の8及び第84条において準用する場合を含む。）の規定に基づく農業集落排水施設整備事業の施行及び計画変更の認可に関すること。

55)の17 土地改良法第96条の2第1項の規定に基づく市町が行う土地改良事業の同意に関すること。

55)の18 土地改良法第96条の2第6項（同法第96条の3第5項にお

土地改良財産（基幹的土地改良施設及び共同施設に係るものを除く。）の管理の委託に関すること。

55) 省略

55)の2 愛媛県土地改良法施行細則第2条第2項、第3項及び第4条の届出（工事の完了の届出を除く。）の受理に関すること。

55)の3 省略

いて準用する場合を含む。)の規定に基づく関係農業協同組合の意見聴取に関すること。

55の19 土地改良法第96条の3第1項の規定に基づく市町が行う土地改良事業計画の変更及び土地改良事業の廃止の同意に関すること。

55の20 土地改良法第113条の2第1項の規定に基づく土地改良事業の工事の完了の届出の処理に関すること。

55の21 省略

56 土地改良法第132条第1項及び第133条の規定に基づく報告の徴収及び検査に関すること

57 土地改良法第134条の規定に基づく違反行為に対する措置に関すること

57の2 愛媛県土地改良法施行細則第2条第2項及び第3条の規定に基づく届出の受理に関すること。

57の3 県営農業土木工事の実施に必要な用地の取得及び補償(漁業補償を含む。)に関すること(登記嘱託に関するものを除く。)

58～62の2 省略

63 輸出水産業の振興に関する法律第3条第1項の規定に基づく事業場の登録に関すること。

64 省略

64の2 輸出水産業の振興に関する法律第4条第1項の規定に基づく登録の取消し及び事業の停止命令に関すること。

64の3 輸出水産業の振興に関する法律第4条第2項の規定に基づく必要な措置の命令に関すること。

65 輸出水産業の振興に関する法律第6条の規定に基づく事業場の改善の勧告に関すること。

66 輸出水産業の振興に関する法律第30条第1項の規定に基づく報告の徴収及び立入検査に関すること。

67・68 省略

5 地方局長に委任する事務のうち、建設部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるものとする。

(1) 省略

(1)の2 建設業法施行規則第6条、第11条、第19条の6第2項、第20条第5項及び第21条の2第3項に基づく経路に関すること(中予地方局にあつては、県外に主たる事務所を有する建設業者に係るものを含む。)

(1)の3 省略

(1)の4 浄化槽法第22条の規定に基づく登録の申請の受理に関すること(中予地方局にあつては、県外に主たる事務所を有する浄化槽工事業者に係るものを含む。)

(1)の5 浄化槽法第23条第3項の規定に基づく登録簿の閲覧及び謄本の交付に関すること(中予地方局にあつては、県外に主たる事務所を有する浄化槽工事業者に係るものを含む。)

(1)の6 浄化槽法第25条第1項の規定に基づく変更の届出の受理に関すること(中予地方局にあつては、県外に主たる事務所を有する浄化槽工事業者に係るものを含む。)

(1)の7 浄化槽法第26条の規定に基づく廃業等の届出の受理に関すること(中予地方局にあつては、県外に主たる事務所を有する浄化槽工事業者に係るものを含む。)

(1)の8 省略

(1)の9 省略

55の4 省略

56 土地改良法第132条第1項及び第133条の規定に基づく報告の徴収及び検査に関すること(国又は県営土地改良事業に関連する土地改良区に係るものを除く。)

57 土地改良法第134条の規定に基づく違反行為に対する措置に関すること(国又は県営土地改良事業に関連する土地改良区に係るものを除く。)

58～62の2 省略

63 輸出水産業の振興に関する法律第3条の2の規定に基づく事業場の登録の申請の受理に関すること。

64 省略

65 削除

66 輸出水産業の振興に関する法律第30条第1項の規定に基づく立入検査に関すること。

67・68 省略

5 地方局長に委任する事務のうち、建設部に関するものは、別に定めるものを除くほか、次に掲げるものとする。

(1) 省略

(1)の2 省略

(1)の3 浄化槽法第22条の規定に基づく登録の申請の受理に関すること(県内に主たる事務所を有する浄化槽工事業者に係るものを限る。)

(1)の4 浄化槽法第23条第3項の規定に基づく登録簿の閲覧及び謄本の交付に関すること(県内に主たる事務所を有する浄化槽工事業者に係るものに限る。)

(1)の5 浄化槽法第25条の規定に基づく変更の届出の受理に関すること(県内に主たる事務所を有する浄化槽工事業者に係るものに限る。)

(1)の6 浄化槽法第26条の規定に基づく廃業等の届出の受理に関すること(県内に主たる事務所を有する浄化槽工事業者に係るものに限る。)

(1)の7 省略

(1)の8 省略

(1)の10 浄化槽法第33条第3項の規定に基づく浄化槽工事業の開始、変更又は廃止の届出の受理に関すること（中予地方局にあつては、県外に主たる事務所を有する特例浄化槽工事業者に係るものを含む。）。

(1)の11 省略

(1)の12 省略

(1)の13 省略

(1)の14 省略

(1)の15 省略

(1)の16 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第22条第1項の規定に基づく登録の申請の受理に関すること（中予地方局にあつては、県外に主たる事務所を有する解体工事業者に係るものを含む。）。

(1)の17 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第25条第1項の規定に基づく変更の届出の受理に関すること（中予地方局にあつては、県外に主たる事務所を有する解体工事業者に係るものを含む。）。

(1)の18 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第26条の規定に基づく登録簿の閲覧に関すること（中予地方局にあつては、県外に主たる事務所を有する解体工事業者に係るものを含む。）。

(1)の19 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第27条第1項の規定に基づく廃業等の届出の受理に関すること（中予地方局にあつては、県外に主たる事務所を有する解体工事業者に係るものを含む。）。

(1)の20 省略

(1)の21 省略

(1)の22 省略

(2) 次に掲げる一般土木工事の執行に関すること。

ア 1件の設計金額が5億円未満の請負工事の執行

イ 1件の設計金額が5億円以上の請負工事での次の行為をすること。

(ア) _____工事の中止命令及び契約期間の延長並びに工程表の承認。ただし、愛媛県議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定による工事に係るものを除く。

(イ)・(ウ) 省略

(2)の2 1件の設計金額が1億円未満の調査、測量及び設計の委託に関すること。

(2)の3 1件の設計金額が5億円未満の工事の委託に関すること（契約期間が単年度のものに限り。）。

(2)の4 1件の全体事業費が5億円未満の工事の受託に関すること（契約期間が単年度のものに限り。）。

(3)・(4) 省略

(5) 道路法第22条第1項、第24条、第32条第1項及び第3項（同法第91条第2項において準用する場合を含む。）、第34条（同法第91条第2項において準用する場合を含む。）、第35条（同法第91条第2項において準用する場合を含む。）、第36条第1項、第38条、第40条第2項（同法第91条第2項において準用する場合を含む。）、第43条の2、第44条の2第1項及び第3項から第5項まで、第47条第3項、第48条第2項及び第4項、第58条第1項、第66条第1項、第68条、第71条第1項から第3項まで、第87条第1項（同法第91条第2項において準用する場合を含む。）並びに第91条第1項の規定に基づく権限を行うこと。

(1)の9 浄化槽法第33条第3項の規定に基づく浄化槽工事業の開始、変更又は廃止の届出の受理に関すること（県内 _____に主たる事務所を有する特例浄化槽工事業者に係るものに限り。）。

(1)の10 省略

(1)の11 省略

(1)の12 省略

(1)の13 省略

(1)の14 省略

(1)の15 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第22条第1項の規定に基づく登録の申請の受理に関すること（県内 _____に主たる事務所を有する解体工事業者に係るものに限り。）。

(1)の16 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第25条第1項の規定に基づく変更の届出の受理に関すること（県内 _____に主たる事務所を有する解体工事業者に係るものに限り。）。

(1)の17 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第26条の規定に基づく登録簿の閲覧に関すること（県内 _____に主たる事務所を有する解体工事業者に係るものに限り。）。

(1)の18 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第27条第1項の規定に基づく廃業等の届出の受理に関すること（県内 _____に主たる事務所を有する解体工事業者に係るものに限り。）。

(1)の19 省略

(1)の20 省略

(1)の21 省略

(2) 次に掲げる一般土木工事の執行に関すること。

ア 1件の設計金額が1億円未満の請負工事の執行

イ 1件の設計金額が1億円以上の請負工事での次の行為をすること。

(ア) 30日以内の工事の中止命令及び契約期間の延長並びに工程表の承認。ただし、愛媛県議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定による工事に係るものを除く。

(イ)・(ウ) 省略

(2)の2 1件の設計金額が1億円未満の調査、測量及び設計の委託に関すること。

(2)の3 1件の設計金額が5億円未満の工事の委託に関すること（契約期間が単年度のものに限り。）。

(2)の4 1件の全体事業費が5億円未満の工事の受託に関すること（契約期間が単年度のものに限り。）。

(3)・(4) 省略

(5) 道路法 _____第24条、第32条第1項及び第3項（ _____第91条第2項において準用する場合を含む。）、第34条（ _____第91条第2項において準用する場合を含む。）、第35条（ _____第91条第2項において準用する場合を含む。）、第36条第1項 _____、第40条第2項（ _____第91条第2項において準用する場合を含む。）、第43条の2 _____、第47条第3項 _____、第66条第1項、第68条、第71条第1項から第3項まで及び第87条第1項（ _____第91条第2項において準用する場合を含む。） _____の規定に基づく権限を行うこと。

(6)～(8) 省略

(9) 知事の承認を得た高速自動車道の周辺整備対策事業に係る補助金に係る愛媛県補助金等交付規則第5条から第7条（同規則第9条第3項及び第17条第4項において準用する場合を含む。）まで、第8条第1項、第9条第1項、第11条、第12条第1項及び第2項、第13条（同規則第15条第2項において準用する場合を含む。）、第14条、第15条第1項、第16条、第17条第1項、第18条、第21条、第22条並びに第24条第1項の規定に基づく知事の権限に属する事務に関すること_____。

(10) 省略

(11) 港湾法第37条第1項の規定に基づく港湾区域内の占用等の許可に関すること。

(11)の2 港湾法第38条の2の規定に基づく臨港地区内の行為の届出の処理に関すること。

(11)の3 港湾法第56条の3の規定に基づく水域施設等の建設又は改良に関すること。

(12) 港湾法第56条の4の規定に基づく監督処分に関すること。

(12)の2 省略

(13) 港湾条例第5条の規定に基づく港湾施設の占用及び使用の許可に関すること。

(14) 省略

(14)の2 第11号又は第13号の規定に基づく権限を行い、又は行つたものについて港湾条例第9条の2、第10条、第11条及び第12条ただし書の規定に基づく権限を行うこと。

(14)の3 港湾条例第12条の2の規定に基づく過怠金の徴収に関すること。

(14)の4 港湾条例第13条の規定に基づく過料に関すること。

(14)の5 公有水面埋立法の規定に基づく申請及び届出に関すること（道路及び街路の事業に伴う公有水面の埋立てに関するものに限る。）。

(14)の6 公有水面埋立法第14条第1項の規定に基づく他人の土地への立入り又は一時使用の許可に関すること。

(14)の7 公有水面埋立法第31条の規定に基づく埋立工事施行区域内にある物件の除却命令に関すること。

(15) _____海岸法第7条第1項、第10条第2項（同法第37条の8において準用する場合を含む。次号において同じ。）及び第37条の4の規定に基づく権限を行うこと。

(6)～(8) 省略

(9) 知事の承認を得た高速自動車道の周辺整備対策事業に係る補助金に係る愛媛県補助金等交付規則第5条から第7条（同規則第9条第3項及び第17条第4項において準用する場合を含む。）まで、第8条第1項、第9条第1項、第11条、第12条第1項及び第2項、第13条（同規則第15条第2項において準用する場合を含む。）、第14条、第15条第1項、第16条、第17条第1項、第18条、第21条、第22条並びに第24条第1項の規定に基づく知事の権限に属する事務に関すること（八幡浜地方局を除く。）。

(10) 省略

(11) 次に掲げるものについて港湾法第37条第1項の規定に基づく権限を行うこと。

ア 占用期間が1年以下のもの

イ 現に占用を許可しているものの継続に係るもの

ウ 1件の占用面積が300平方メートル以下のもの

エ 面積を単位としないもので1件の占用料が1万円以下のもの。ただし、減免規定の適用により1万円以下となるものを除く。

オ 土砂の1件の採取量が1,000立方メートル以下のもの

(12) 前号の規定に基づく権限を行い、又は行つたものについて港湾法第56条の4の規定に基づく権限を行うこと。

(12)の2 省略

(13) 次に掲げるものについて、港湾条例第5条の規定に基づく権限を行うこと。

ア 占用期間が1年以下のもの

イ 現に占用を許可しているものの継続に係るもの

ウ 1件の占用面積が300平方メートル以下のもの

エ 面積を単位としないもので1件の占用料が1万円以下のもの。ただし、減免規定の適用により1万円以下となるものを除く。

オ 港湾条例第15条ただし書に規定する港湾施設の使用

(14) 省略

(14)の2 第11号又は第13号の規定に基づく権限を行い、又は行つたものについて港湾条例_____第11条及び第12条ただし書の規定に基づく権限を行うこと。

(15) 次に掲げるものについて、海岸法第7条第1項、第10条第2項（_____第37条の8において準用する場合を含む。以下_____同じ。）及び第37条の4の規定に基づく権限を行うこと。

ア 占用期間が1年以下のもの

16) _____ 海岸法第8条第1項、第10条第2項及び第37条の5の規定に基づく権限を行うこと。

17) 削除

18) 第15号又は第16号の規定に基づく権限を行い、又は行つたものについて次に掲げることを行うこと。

ア 省略

イ 愛媛県海岸占用料等徴収条例第1条、第3条、第4条及び第6条の規定に基づく権限を行うこと。

ウ 愛媛県海岸法施行細則第5条、第6条、第8条及び第9条の規定に基づく権限を行うこと。

19) 海岸法第13条の規定に基づく権限を行うこと。

19)の2 海岸法第15条の規定に基づく兼用工作物の工事の施行及び保全施設維持の協議に関すること。

19)の3 海岸法第21条の規定に基づく海岸保全施設に対する措置命令に関すること。

19)の4 河川法第17条の規定に基づく権限を行うこと。

19)の5 河川法第18条の規定に基づく権限を行うこと。

19)の6 河川法第19条の規定に基づく権限を行うこと。

20) 河川法第20条の規定に基づく権限を行うこと。

21) 河川法第23条の規定に基づく権限のうち、現に占用を許可しているものの継続に係るもので国土交通大臣の認可又は同意を要しない権限を行うこと。

22) _____ 河川法第24条、第26条及び第95条の規定に基づく権限を行うこと (国土交通大臣の認可又は同意を要するものを除く。)

23) 河川法第25条の規定に基づく権限を行うこと。

イ 1件の占用面積が工作物を新設し、又は改築しようとする場合においては300平方メートル以下、工作物を設けない場合においては、1,000平方メートル以下のもの

ウ 面積を単位としないもので1件の占用料が1万円以下のもの。ただし、減免規定の適用により1万円以下となるものを除く。

エ 現に占用を許可しているものの継続に係るもの

16) 次に掲げるものについて、海岸法第8条第1項、第10条第2項及び第37条の5の規定に基づく権限を行うこと。

ア 土石(砂を含む。以下「土石等」という。)の1件の採取量が1万立方メートル以下のもの

イ 施設等の面積が500平方メートル以下のもの

ウ 掘削又は切土の土量が1万立方メートル以下のもの

エ 盛土の土量が1,000立方メートル以下のもの

17) 愛媛県海岸法施行細則(以下「海岸細則」という。)第2条に規定する行為について海岸法第8条第1項の規定に基づく権限を行うこと。

18) 前3号 _____ の規定に基づく権限を行い、又は行つたものについて次に掲げることを行うこと。

ア 省略

イ 愛媛県海岸占用料等徴収条例第1条、第3条及び第4条 _____ の規定に基づく権限を行うこと。

ウ 海岸細則 _____ 第5条、第6条、第8条及び第9条の規定に基づく権限を行うこと。

19) 海岸法第13条の規定に基づく権限を行うこと。ただし、1件の工事の面積が300平方メートル以下のものに限る。

20) 河川法第20条の規定に基づく権限を行うこと。ただし、1件の工事等の面積が1,000平方メートル以下のものに限る。

21) 河川法第23条の規定に基づく権限のうち、現に占用を許可しているものの継続に係るもので国土交通大臣の認可又は承認を要しない権限を行うこと。

22) 次に掲げるものについて、河川法第24条、第26条及び第95条の規定に基づく権限を行うこと _____

_____。ただし、国土交通大臣の認可又は承認を要するもの及びアからウまでに掲げるものうち河川法施行規則第39条の規定に基づき、同法第23条の規定に基づく許可の申請と同時に申請することを要するものを除く。

ア 占用期間が1年以下のもの

イ 1件の占用面積が1,000平方メートル以下のもの

ウ 面積を単位としないもので1件の占用料が1万円以下のもの。ただし、減免規定の適用により1万円以下となるものを除く。

エ 現に占用を許可しているものの継続に係るもの

23) 次に掲げるものについて、河川法第25条及び第27条の規定に基づく権限を行うこと。

ア 土石等の1件の採取量が1万立方メートル以下のもの

23の2 河川法第27条の規定に基づく権限を行うこと（国土交通大臣の認可を要するものを除く。）。

24 省略

25 第20号及び第22号から第24号までの規定に基づく権限を行い、又は行つたものについて第31条、第33条第3項、第34条第1項、第75条、第78条及び第90条の規定に基づく権限を行うこと。

26 河川法施行令第16条の3、第16条の5第1項及び第2項、第16条の8第1項、第16条の9第3項並びに第16条の10第2項の規定に基づく権限を行うこと（国土交通大臣の認可を要するものを除く。）。

26の2 愛媛県河川流水占用料等徴収条例第1条及び第3条の規定に基づく権限を行うこと。

27～29 省略

29の2 水防法第30条の規定に基づく権限を行うこと。

29の3 水防法第32条第2項の規定に基づく権限を行うこと。

30 省略

31 砂利採取法第3条の規定に基づく登録に関すること。

32 砂利採取法第8条第2項の規定に基づく地位の承継の届出の受理に関すること。

32の2 砂利採取法第9条第1項の規定に基づく変更登録の届出の受理に関すること。

32の3 砂利採取法第10条の規定に基づく廃止の届出の受理に関すること。

32の4 砂利採取法第12条の規定に基づく登録の取消し及び事業の停止命令に関すること。

32の5 砂利採取法第13条の規定に基づく登録の消除に関すること。

32の6 砂利採取法第16条の規定に基づく認可に関すること。

32の7 砂利採取法第20条第1項の規定に基づく変更認可に関すること。

32の8 砂利採取法第20条第2項及び第3項の規定に基づく変更の届出の受理に関すること。

32の9 砂利採取法第22条の規定に基づく変更命令に関すること。

32の10 砂利採取法第23条の規定に基づく採取に伴う災害防止のための緊急措置命令等に関すること。

32の11 砂利採取法第24条の規定に基づく採取の廃止の届出の受理に関すること。

32の12 砂利採取法第26条の規定に基づく認可の取消し及び採取の

イ 土石等以外の河川産出物で愛媛県河川流水占用料等徴収条例（以下「河川占用料条例」という。）第1条の規定に基づく徴収額が50万円以下のもの

ウ 掘削又は切土の土量が1万立方メートル以下のもの

エ 盛土の土量が1,000立方メートル以下のもの

24 省略

25 前3号 _____ の規定に基づく権限を行い、又は行つたものについて次に掲げること _____ を行うこと。

ア 第31条、第33条第3項、第34条第1項、第75条、第78条及び第90条の規定に基づく権限を行うこと。

イ 河川占用料条例第1条及び第3条の規定に基づく権限を行うこと。

26 河川法施行令 _____ 第16条の5第1項及び第2項、第16条の8第1項、第16条の9第3項並びに第16条の10第2項の規定に基づく権限を行うこと _____ 。

27～29 省略

30 省略

31 次に掲げるものについて砂利採取法第16条、第20条第1項及び第43条の規定に基づく権限を行うこと（砂利採取場の全部又は一部が河川の区域内にあるときに限る。）。

ア 砂利の1件の採取量が1万立方メートル以下のもの

イ 掘削又は切土の土量が1万立方メートル以下のもの

ウ 盛土の土量が1,000立方メートル以下のもの

32 前号の規定に基づく権限を行い、又は行つたものについて砂利採取法第22条から第24条まで、第26条、第36条第3項、第37条第2項及び第38条の規定に基づく権限を行うこと。

- 停止命令に関すること。
- 32の13 砂利採取法第33条の規定に基づく報告の徴収に関する
こと。
- 32の14 砂利採取法第34条第2項の規定に基づく採取場、事務所等
への立入検査に関すること。
- 32の15 砂利採取法第37条第2項の規定に基づく市町長からの災害
防止に関する要請に基づく調査に関すること。
- 32の16 砂利採取法第38条の規定に基づく聴聞に関すること。
- 32の17 砂利採取法第41条第1項の規定に基づく指導及び助言に関
すること。
- 32の18 砂利採取法第43条の規定に基づく国等からの協議に対する
同意に関すること。
- 32の19 採石法第32条の規定に基づく登録に関すること。
- 32の20 採石法第32条の6第2項の規定に基づく地位の承継の届出
の受理に関すること。
- 32の21 採石法第32条の7第1項の規定に基づく変更登録の届出の
受理に関すること。
- 32の22 採石法第32条の8の規定に基づく廃止の届出の受理に関す
ること。
- 32の23 採石法第32条の10の規定に基づく登録の取消し及び事業の
停止命令に関すること。
- 32の24 採石法第32条の11の規定に基づく登録の消除に関するこ
と。
- 32の25 採石法第33条の規定に基づく認可に関すること。
- 32の26 採石法第33条の5第1項の規定に基づく変更認可に関する
こと。
- 32の27 採石法第33条の5第2項及び第4項の規定に基づく変更の
届出の受理に関すること。
- 32の28 採石法第33条の6の規定に基づく認可に係る市町長の意見
聴取に関すること。
- 32の29 採石法第33条の9の規定に基づく変更命令に関すること。
- 32の30 採石法第33条の10の規定に基づく採取の休止及び廃止の届
出の受理に関すること。
- 32の31 採石法第33条の12の規定に基づく認可の取消し及び採取の
停止命令に関すること。
- 32の32 採石法第33条の13の規定に基づく採取に伴う災害防止のた
めの緊急措置命令等に関すること。
- 32の33 採石法第33条の17の規定に基づく採取を廃止した者に対す
る災害防止命令に関すること。
- 32の34 採石法第33条の14第2項の規定に基づく市町長からの災害
防止に関する要請に基づく調査に関すること。
- 32の35 採石法第34条の4の規定に基づく聴聞に関すること。
- 32の36 採石法第34条の6の規定に基づく指導及び助言に関するこ
と。
- 32の37 採石法第42条第1項の規定に基づく報告の徴収及び立入検
査に関すること。
- 32の38 採石法第42条の2の規定に基づく国等からの協議に対する
同意に関すること。
- 32の39 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第8条の規
定に基づく権限を行うこと（市町の災害復旧事業に係る着工同意
及び成功認定に関する事務に限る。）。
- 32の40 砂防法第7条の規定に基づく市町に対する砂防工事の施行
及び砂防設備の維持の指示に関すること。

32の41 砂防法第8条の規定に基づく原因行為者に対する砂防工事の施行及び砂防設備の維持の命令に関すること。

32の42 砂防法第22条の規定に基づく土石等の供給命令に関すること。

33省略

33の2 愛媛県砂防指定地管理条例第5条第1項、第6条、第7条第2項及び第8条第1項の規定に基づく権限を行うこと。

33の3 省略

33の4 愛媛県砂防指定地管理条例第15条の規定に基づく監督処分に関すること。

33の5 愛媛県砂防指定地管理条例第16条の規定に基づく原状回復の指示等に関すること。

33の6 愛媛県砂防指定地管理条例第19条第1項の規定に基づく土地の立入りに関すること。

33の7 愛媛県砂防指定地管理条例第19条第2項の規定に基づく身分証明書の交付に関すること。

33の8 地すべり等防止法第11条第1項の規定に基づく主務大臣又は知事以外の者が施行する地すべり防止工事の承認に関すること。

33の9 地すべり等防止法第11条第2項の規定に基づく主務大臣又は知事以外の者が施行する地すべり防止工事の協議に対する同意に関すること。

33の10 地すべり等防止法第13条の規定に基づく兼用工作物の工事の施行及び工作物を維持させる場合の協議に関すること。

33の11 地すべり等防止法第14条第1項の規定に基づく工事原因者に対する工事の施行命令に関すること。

33の12 地すべり等防止法第16条第1項の規定に基づく立入り等に関すること。

33の13 地すべり等防止法第16条第2項において準用する同法第6条第5項の規定に基づく立入り等に係る身分証明書の交付に関すること。

33の14 地すべり等防止法第16条第2項において準用する同法第6条第8項、第17条第1項、第21条第3項及び第23条第3項の規定に基づく損失補償に関すること。

34 地すべり等防止法第18条第1項の規定に基づく制限行為の許可等に関すること。

34の2 地すべり等防止法第20条第2項の規定に基づく制限行為に係る協議に対する同意に関すること。

34の3 地すべり等防止法第21条第1項及び第2項の規定に基づく監督処分に関すること。

34の4 地すべり等防止法第22条第1項の規定に基づく報告の徴収及び立入検査に関すること。

34の5 地すべり等防止法第22条第2項の規定に基づく立入検査に係る身分証明書の交付に関すること。

34の6 地すべり等防止法第23条第1項及び第2項の規定に基づく管理者に対する措置命令に関すること。

34の7 地すべり等防止法第24条第1項の規定に基づく関連事業計画の作成の勧告に関すること。

34の8 地すべり等防止法第24条第3項の規定に基づく関連事業計

33 省略

33の2 次に掲げるものについて愛媛県砂防指定地管理条例第5条第1項、第6条、第7条第2項及び第8条第1項の規定に基づく権限を行うこと。

ア 占用期間が1年以下のもの

イ 占用面積が1,000平方メートル以下のもの

ウ 現に占用を許可しているものの継続に係るもの

33の3 省略

34 地すべり等防止法第18条第1項及び第20条第2項の規定に基づく権限を行うこと。

画の作成の協議に対する同意に関すること。

34の9 地すべり等防止法第25条の規定に基づく立ち退きの指示に関すること。

35 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（以下「急傾斜地法」という。）第5条第1項及び第17条第1項の規定に基づく立入り等に関すること。

35の2 急傾斜地法第5条第5項（同法第17条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく立入り等に係る身分証明書の交付に関すること。

(35)の3 急傾斜地法第5条第8項（同法第17条第2項において準用する場合を含む。）及び第18条第1項の規定に基づく損失補償に関すること。

35の4 急傾斜地法第7条第1項の規定に基づく制限行為の許可に関すること。

35の5 急傾斜地法第7条第3項の規定に基づく制限行為の届出の受理に関すること。

35の6 急傾斜地法第7条第4項の規定に基づく制限行為の協議に対する同意に関すること。

35の7 急傾斜地法第8条の規定に基づく監督処分に関すること。

35の8 急傾斜地法第9条第3項の規定に基づく土地の保全勧告に関すること。

35の9 急傾斜地法第10条第1項及び第2項並びに同条第4項において準用する同法第8条第2項の規定に基づく改善命令に関すること。

35の10 急傾斜地法第11条第1項の規定に基づく立入検査に関すること。

35の11 急傾斜地法第11条第2項において準用する同法第5条第5項の規定に基づく立入検査に係る身分証明書の交付に関すること。

35の12 急傾斜地法第13条の規定に基づく工事の届出等の受理に関すること。

35の13 省略

35の14 省略

35の15 土砂災害防止法第5条第1項及び第21条第1項の規定に基づく土地の立入り及び一時使用に関すること。

35の16 土砂災害防止法第5条第5項及び第21条第2項の規定に基づく身分証明書の交付に関すること。

35の17 土砂災害防止法第5条第8項の規定に基づく損失補償____に関すること。

35の18 土砂災害防止法第9条第1項の規定に基づく特定開発行為の許可に関すること。

35の19 土砂災害防止法第13条第1項の規定に基づく特定開発行為既着手の届出の受理に関すること。

35の20 土砂災害防止法第13条第2項の規定に基づく特定開発行為既着手の届出者に対する助言又は勧告に関すること。

35の21 土砂災害防止法第14条（同法第16条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づく特定開発行為の協議に対する同

35 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第7条の規定に基づく権限を行うこと。

35の2 省略

35の3 省略

35の4 土砂災害防止法第5条第1項_____の規定に基づく土地の立入り及び一時使用に関すること。

35の5 土砂災害防止法第5条第2項の規定に基づく立入りの通知に関すること。

35の6 土砂災害防止法第5条第6項の規定に基づく他人の土地を一時使用する場合の通知及び意見の聴取に関すること。

35の7 土砂災害防止法第5条第8項の規定に基づく損失補償の実施に関すること。

35の8 土砂災害防止法第5条第9項の規定に基づく損失補償の協議に関すること。

意に関すること。

35の22 土砂災害防止法第16条第1項の規定に基づく特定開発行為の変更の許可に関すること。

35の23 土砂災害防止法第16条第3項の規定に基づく軽微な変更の届出の受理に関すること。

35の24 土砂災害防止法第17条の規定に基づく対策工事等の完了の届出の処理に関すること。

35の25 土砂災害防止法第19条の規定に基づく対策工事等の廃止の届出の受理に関すること。

35の26 土砂災害防止法第20条の規定に基づく監督処分に関すること。

35の27 土砂災害防止法第22条の規定に基づく報告の徴収等に関すること。

35の28 土砂災害防止法第25条第1項の規定に基づく移転等の勧告に関すること。

35の29 土砂災害防止法第25条第2項の規定に基づく土地の取得についてのあつせん等の措置に関すること。

36 都市計画法第29条第1項及び第2項の規定に基づく権限（同法第34条第14号に規定する開発行為に関するものを除く。）を行うこと。

37 都市計画法第34条第13号及び第36条第1項の規定に基づく届出を受理すること。

37の2 都市計画法第34条の2第1項の規定に基づく協議に係る合意に関すること（開発審査会の議を経るものを除く。）。

37の3 _____都市計画法第35条の2第1項の規定に基づく権限を行うこと。

37の4 都市計画法第35条の2第4項において準用する同法第34条の2第1項の規定に基づく変更の協議に係る合意に関すること。

37の5 _____都市計画法第35条の2第3項及び第38条の規定に基づく届出を受理すること。

38 都市計画法第36条第2項及び第3項、第37条第1号並びに第45条 _____の規定に基づく権限を行うこと。

39 _____都市計画法第42条第1項ただし書及び第2項の規定に基づく権限を行うこと。

40 都市計画法第43条第1項の規定に基づく権限（開発審査会の議を経る _____ものを除く。）を行うこと。

40の2 都市計画法第43条第3項の規定に基づく協議に係る合意に関すること（開発審査会の議を経るものを除く。）。

41 都市計画法 _____
_____第81条第1項から第3項まで及び第82条第1項の規定に基づく権限を行うこと。

42 省略

42の2 都市計画法第53条第1項及び第2項並びに第65条の規定に基づく権限を行うこと。

43～44の7 省略

45 愛媛県屋外広告物条例第29条の規定に基づく広告物を表示する者等に対する指導、助言及び勧告に関すること。

45の2 省略

36 都市計画法第29条第1項及び第2項の規定に基づく権限（同法第34条第10号に規定する開発行為に関するものを除く。）を行うこと。

37 都市計画法第34条第9号及び第36条第1項の規定に基づく届出を受理すること。

37の2 第36号の規定に基づき権限を行つたことについて、都市計画法第35条の2第1項の規定に基づく権限を行うこと。

37の3 第36号の規定に基づき権限を行つたことについて、都市計画法第35条の2第3項及び第38条の規定に基づく届出を受理すること。

38 都市計画法第36条第2項 _____、第37条第1号及び第45条、第53条第1項及び第2項並びに第65条の規定に基づく権限を行うこと。

39 第36号の規定に基づき権限を行つたことについて、都市計画法第42条第1項ただし書及び第2項の規定に基づく権限を行うこと。

40 都市計画法第43条第1項の規定に基づく権限（都市計画法施行令第36条第1項第3号ホに規定する建築等に関するものを除く。）を行うこと。

41 第36号、第37号の2、第38号（都市計画法第36条第2項の規定に係る部分を除く。）及び前2号の規定に基づき権限を行つたことについて、同法第81条第1項 _____及び第82条第1項の規定に基づく権限を行うこと。

42 省略

43～44の7 省略

45 _____ 省略

- (45)の3 省略
- (45)の4 省略
- (45)の5 省略
- (46)・(47) 省略
- (48) 駐車場法第12条、第13条第1項及び第4項、第14条、第18条並びに第19条の規定に基づく権限を行うこと。
- (49) 宅地造成等規制法第8条第1項本文の規定に基づく工事の許可に関すること。
- (49)の2 宅地造成等規制法第12条第1項の規定に基づく工事の変更の許可に関すること。
- (49)の3 宅地造成等規制法第13条の規定に基づく工事完了検査に関すること。
- (49)の4 宅地造成等規制法第14条の規定に基づく監督処分に関すること。
- (49)の5 宅地造成等規制法第15条の規定に基づく工事等の届出の受理に関すること。
- (49)の6 宅地造成等規制法第16条第2項の規定に基づく宅地の保全の勧告に関すること。
- (49)の7 宅地造成等規制法第17条の規定に基づく改善命令に関すること。
- (49)の8 宅地造成等規制法第18条第1項の規定に基づく立入検査に関すること。
- (49)の9 宅地造成等規制法第19条の規定に基づく報告の徴収に関すること。
- (49)の10 宅地造成等規制法第21条第2項の規定に基づく災害の防止のための措置勧告に関すること。
- (49)の11 宅地造成等規制法第22条の規定に基づく改善命令に関すること。
- (49)の12 省略
- (49)の13 省略
- (49)の14 省略
- (49)の15 省略
- (49)の16 省略
- (49)の17 省略
- (49)の18 省略
- 50～56 省略
- 56)の2 建築基準法第6条の2第10項の規定に基づく確認審査報告書の受理に関すること。
- 56)の3 建築基準法第6条の2第11項の規定に基づく確認審査報告書に対する不適合認定の通知に関すること。
- 56)の4 建築基準法第7条の2第6項の規定に基づく完了検査報告書の受理に関すること。
- 56)の5 建築基準法第7条の4第6項の規定に基づく中間検査報告書の受理に関すること。
- 57) 建築基準法第7条の6第1項第1号及び第18条第22項第1号の規定に基づく検査済証の交付前における建築物の仮使用の承認に関すること。
- 58) 建築基準法 _____
_____第9条第1項及び第2項（同法第10条第4項、第45条第2項及び第90条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく _____
_____権限を行うこと。

- (45)の2 省略
- (45)の3 省略
- (45)の4 省略
- (46)・(47) 省略
- (48) 駐車場法第12条 _____、第18条及び _____第19条の規定に基づく権限を行うこと。
- (49) 宅地造成等規制法第8条 _____の規定に基づく権限を行う _____
_____こと。
- (49)の2 省略
- (49)の3 省略
- (49)の4 省略
- (49)の5 省略
- (49)の6 省略
- (49)の7 省略
- (49)の8 省略
- 50～56 省略
- (57) 建築基準法第7条の6第1項第1号及び第18条第13項第1号の規定に基づく検査済証の交付前における建築物の仮使用の承認に関すること。
- (58) 建築基準法第6条第1項第1号から第3号までに規定する建築物に係る同法第9条第1項 _____
_____の規定に基づく工事施行の停止の権限及び同法第6条第1項第4号に規定する建築物に係る同法第9条第1項の規定に基づく権限を行うこと。

- 59) 建築基準法第9条第7項（同法第10条第4項及び第90条の2第2項において準用する場合を含む。）及び第10項並びに第85条第3項及び第5項の規定に基づく権限を行うこと。
- 60) 建築基準法第9条第13項（同法第10条第4項及び第90条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく権限を行うこと。
- 60の2) 建築基準法第10条第1項から第3項までの規定に基づく保安上危険又は衛生上有害である建築物に対する措置に関すること。
- 60の3) 建築基準法第12条第1項及び第3項の規定に基づく定期報告の受理に関すること。
- 60の4) 建築基準法第12条第7項の規定に基づく台帳の整備及び保存に関すること。
- 60の5) 建築基準法第18条第23項の規定に基づく国の機関の長等に対する通知及び要請に関すること。
- 60の6) 省略
- 60の7) 建築基準法第45条第1項の規定に基づく私道の変更又は廃止の制限に係る措置に関すること。
- 60の8) 建築基準法第73条第1項、第74条、第74条の2第3項及び第4項、第75条の2第1項、第2項及び第4項、第76条第1項並びに第76条の3第2項及び第6項の規定に基づく建築協定に関すること。
- 60の9) 建築基準法第84条の規定に基づく被災市街地における建築制限に関すること。
- 60の10) 建築基準法第90条の2第1項の規定に基づく工事中の特殊建築物等に対する措置に関すること。
- 60の11) 建築基準法第90条の3の規定に基づく計画の届出の受理に関すること。
- 60の12) 建築基準法第93条の2の規定に基づく書類の閲覧に関すること。
- 60の13) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「高齢者移動等円滑化法」という。）第12条第1項及び第2項の規定に基づく届出の受理に関すること。
- 60の14) 高齢者移動等円滑化法第12条第3項の規定に基づく基準適合命令に関すること。
- 60の15) 高齢者移動等円滑化法
第15条第1項の規定に基づく措置命令に関すること。
- 60の16) 省略
- 60の17) 省略
- 60の18) 省略
- 60の19) 省略
- 60の20) 省略
- 60の21) 高齢者移動等円滑化法第53条第2項の規定に基づく報告の徴収及び立入検査に関すること。
- 60の22) 省略
- 60の23) 省略
- 60の24) 省略
- 60の25) 省略
- 60の26) 省略
- 60の27) 省略
- 60の28) 省略
- 60の29) 省略

- 59) 建築基準法第9条第7項
及び第10項並びに第85条第4項
の規定に基づく権限を行うこと。
- 60) 建築基準法第9条第13項
の規定に基づく標識を設置すること。
- 60の2) 省略
- 60の3) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「高齢者移動等円滑化法」という。）第15条第1項の規定に基づく措置命令に関すること。
- 60の4) 省略
- 60の5) 省略
- 60の6) 省略
- 60の7) 省略
- 60の8) 省略
- 60の9) 省略
- 60の10) 省略
- 60の11) 省略
- 60の12) 省略
- 60の13) 省略
- 60の14) 省略
- 60の15) 省略
- 60の16) 省略

60の30 省略

60の31 省略

60の32 建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という。）第7条第1項の規定に基づく指導及び助言に関すること。

60の33 耐震改修促進法第7条第2項の規定に基づく指示に関すること。

60の34 耐震改修促進法第7条第4項の規定に基づく報告の徴収及び立入検査に関すること。

60の35 耐震改修促進法第8条第1項の規定に基づく計画の認定の申請の受理に関すること。

60の36 耐震改修促進法第9条第1項の規定に基づく計画変更の認定の申請の受理に関すること。

60の37 耐震改修促進法第10条の規定に基づく報告の徴収に関すること。

60の38 エネルギーの使用の合理化に関する法律（以下「省エネルギー法」という。）第74条第1項の規定に基づく指導及び助言に関すること。

60の39 省エネルギー法第75条第1項の規定に基づく届出の受理に関すること。

60の40 省エネルギー法第75条第2項の規定に基づく変更指示に関すること。

60の41 省エネルギー法第75条第4項の規定に基づく定期報告の受理に関すること。

60の42 省エネルギー法第75条第5項の規定に基づく勧告に関すること。

60の43 省エネルギー法第87条第10項の規定に基づく報告の徴収及び立入検査に関すること。

60の44 建築士法施行細則第4条第1項の規定に基づく免許の申請（県外居住者に係るものを除く。）の受理に関すること。

60の45 省略

60の46 省略

60の47 省略

60の48 建築士法第8条の2の規定に基づく死亡等の届出の受理に関すること（県外居住者に係るものを除く。）。

60の49 建築士法第9条第1項第1号並びに建築士法施行細則第9条第2項及び第3項の規定に基づく免許取消しの申請等（県外居住者に係るものを除く。）の受理に関すること。

60の50 省略

60の51 省略

60の52 省略

60の53 建築士法第23条の6の規定に基づく報告書の受理に関すること。

60の54 建築士法第23条の7の規定に基づく廃業等の届出の受理に関すること。

60の55 宅地建物取引業法第19条の2の規定に基づく登録移転申請の受理に関すること。

60の56 宅地建物取引業法第21条第1項の規定に基づく死亡等の届出の受理に関すること。

60の57 宅地建物取引業法施行規則第14条の13第3項の規定に基づく書換え交付に関すること。

60の58 住宅地区改良法第9条の規定に基づく地区内の新築行為等の制限許可に関すること。

60の17 省略

60の18 省略

60の19 建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という。）第4条第1項の規定に基づく指導及び助言に関すること。

60の20 耐震改修促進法第4条第2項の規定に基づく指示に関すること。

60の21 耐震改修促進法第4条第3項の規定に基づく報告の徴収及び立入検査に関すること。

60の22 耐震改修促進法第5条第1項の規定に基づく計画の認定の申請の受理に関すること。

60の23 耐震改修促進法第6条第1項の規定に基づく計画変更の認定の申請の受理に関すること。

60の24 耐震改修促進法第7条の規定に基づく報告の徴収に関すること。

60の25 エネルギーの使用の合理化に関する法律第15条の2第1項の規定に基づく届出の受付に関すること。

60の26 建築士法施行細則第4条の規定に基づく免許の申請（県外居住者に係るものを除く。）の受理に関すること。

60の27 省略

60の28 省略

60の29 省略

60の30 建築士法第9条及び建築士法施行細則第9条第1項から第3項までの規定に基づく免許取消しの申請等（県外居住者に係るものを除く。）の受理に関すること。

60の31 省略

60の32 省略

60の33 省略

60の34 建築士法第23条の6の規定に基づく廃業等の届出の受理に関すること。

60)の59 住宅地区改良法第21条の規定に基づく土地の試掘等の許可
に関すること。

61)～68) 省略

68)の2 愛媛県営住宅管理条例第17条第8項（同条例第23条の16
 において準用する場合を含む。）の規定に基づく入居承継の承認
 に関すること。

68)の3 省略

69) 愛媛県営住宅管理条例第21条の4及び第22条第1項（同条例
 第23条の16において準用する場合を含む。）の規定に基づく住宅
 のあつせん等及び明渡しの検査に関すること。

69)の2～73) 省略

73)の2 租税特別措置法第28条の4第3項第5号イ、第31条の2第
2項第15号ハ、第62条の3第4項第15号ハ及び第63条第3項第
5号イの規定に基づく優良宅地の認定に関すること。

74) 租税特別措置法第28条の4第3項第6号、第31条の2第2項第
16号ニ、第62条の3第4項第16号ニ及び第63条第3項第6号の
規定に基づく優良住宅の認定に関すること。

75) 削除

76) 省略

6 省略

（地方局長の専決事項）

第14条 省略

2 地方局長の専決処理すべき事項のうち、総務企画部に関する事項
 は、次に掲げるとおりとする。

(1)・(1)の2 省略

(1)の3 製造の請負等に係る競争入札の参加者の資格及び資格審査
に関する要綱第2条の規定に基づく製造の請負等に係る競争入札
の参加者の資格の認定に関すること（東予地方局及び南予地方局
 の所管区域に主たる事務所を有する者に係るものに限る。）。

(1)の4 製造の請負等に係る競争入札の参加者の資格及び資格審査
に関する要綱第6条第1項の規定に基づく記載事項の変更並びに
事業の休止及び廃止の届出の受理に関すること（東予地方局及び
 南予地方局の所管区域に主たる事務所を有する者に係るものに限
 る。）。

(2)～(5) 省略

(6) コミュニティ対策 に関すること。

(7)～(10) 省略

(11) 削除

(12)・(13) 省略

(14) 消防力の整備指針に関する資料の作成の指導に関すること。

(15) 危険物取扱者の講習に関すること。

(16)から(30)まで 削除

61)～68) 省略

68)の2 愛媛県営住宅管理条例第17条第7項（同条例第23条の16
 において準用する場合を含む。）の規定に基づく入居承継の承認
 に関すること。

68)の3 省略

69) 愛媛県営住宅管理条例第21条の4及び第22条第1項

 _____の規定に基づく住
 宅のあつせん等及び明渡しの検査に関すること。

69)の2～73) 省略

73)の2 租税特別措置法第28条の4第3項第5号イ、第31条の2第
2項第14号ハ、第62条の3第4項第14号ハ及び第63条第3項第
5号イの規定に基づく優良宅地の認定に関すること。

74) 租税特別措置法第28条の4第3項第6号、第31条の2第2項第
14号ニ、第62条の3第4項第14号ニ及び第63条第3項第6号の
規定に基づく優良住宅の認定に関すること。

75) 道路情報モニターの委嘱に関すること。

76) 省略

6 省略

（地方局長の専決事項）

第14条 省略

2 地方局長の専決処理すべき事項のうち、総務県民部に関する事項
 は、次に掲げるとおりとする。

(1)・(1)の2 省略

(2)～(5) 省略

(6) コミュニティ対策の推進及び調整に関すること。

(7)～(10) 省略

(11) 自然公園の簡易施設の維持に関すること。

(11)の2 自然公園内における行為の許可、届出等に関すること。

(11)の3 自然環境保全地域内における行為の許可、届出等に関する
こと。

(11)の4 自然海浜保全地区内における行為の届出等に関すること。

(12)・(13) 省略

(14) 削除

(15) 消防法第12条の2及び第12条の3の規定に基づく移送取扱所の
一時使用停止等の命令に関すること。

(16) 消防法第13条第2項の規定に基づく危険物保安監督者の選任及
び解任の届出の受理に関すること。

(17) 消防法第16条の5に規定する移送取扱所の立入検査に関するこ
と。

(18) 火薬類取締法第11条第3項の規定に基づく貯蔵の技術上の基準
の適合命令に関すること。

(19) 火薬類取締法第12条の2第2項の規定に基づく火薬庫設置の承

継の届出の受理に関すること。

20 火薬類取締法第16条の規定に基づく営業廃止等の届出の受理に関すること。

21 火薬類取締法第43条の規定に基づく立入検査等に関すること。

22 火薬類取締法第45条の規定に基づく緊急措置に関すること。

23 高圧ガス保安法第36条第2項の規定に基づく危険時の届出の受理に関すること。

24 高圧ガス保安法第39条の規定に基づく緊急措置に関すること。

25 高圧ガス保安法第61条第1項の規定に基づく第一種貯蔵所及び第二種貯蔵所の所有者等、販売業者並びに特定高圧ガス消費者からの報告の徴収に関すること。

26 高圧ガス保安法第62条第1項の規定に基づく立入検査等に関すること。

27 高圧ガス保安法第63条第1項及び第2項の規定に基づく事故届出の受理及び報告の命令に関すること。

28 液化石油ガス法第82条第1項の規定に基づく報告の徴収に関すること。

29 液化石油ガス法第83条第1項、第3項及び第4項の規定に基づく立入検査等に関すること。

29の2 液化石油ガス法第83条の2第1項の規定に基づく液化石油ガス器具等の提出命令に関すること。

29の3 ガス事業法第46条第1項の規定に基づく報告の徴収に関すること。

29の4 ガス事業法第47条第1項の規定に基づく立入検査に関すること。

29の5 ガス事業法第47条の2第1項の規定に基づくガス用品の提出命令に関すること。

30 電気工業法第29条の規定に基づく立入検査等に関すること。

31～36 省略

3 地方局長の専決処理すべき事項のうち、健康福祉環境部に関する事項は、次に掲げるとおりとする。

31～36 省略

3 地方局長の専決処理すべき事項のうち、健康福祉環境部に関する事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 健康増進法第21条第1項の規定に基づく特別の栄養管理が必要な特定給食施設の指定に関すること。

(1)の2 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の2第3項に基づく精神障害者保健福祉手帳の返還命令に関すること。

(1)の3 省略

(1)の4 母子及び寡婦福祉法第25条第1項（同法第34条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく売店等の設置の許可に関すること（行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる母子福祉団体に係るものを除く。）。

(2)～(9) 省略

(9)の2 母子福祉団体並びに母子家庭及び寡婦に対する福祉施策の広報に関すること（行う事業が2以上の地方局の所管区域にわたる母子福祉団体に係るものを除く。）。

(10) 省略

(11) 省略

(12) 省略

(13) 省略

(1) 省略

(2)～(9) 省略

(10) 地域環境整備事業（生活環境施設整備事業に限る。）の事業計画の調整に関すること。

(11) 省略

(12) 省略

(13) 省略

(14) 省略

(15) 削除

(16) 愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（以下「土砂埋立て等規制条例」という。）第15

- 4 前項第10号から第13号までに掲げる事業が2以上の地方局の所管区域にわたる場合にあつては、当該事業に係る主たる事務所の所在地を所管する地方局長が専決する。
- 5 地方局長の専決処理すべき事項のうち、産業経済部に關する事項は、次に掲げるとおりとする。
- (1)・(2) 省略
- (3) 農業近代化資金融通法第2条第1項に掲げる者の同条第2項第1号に掲げる融資機関からの借入れに対する農業近代化資金の利子補給の承認に關すること。
- (3)の2 農業近代化資金の貸付限度額の超過の承認に關すること。
- (4) 農林漁業共同化資金の融資適格の承認に關すること。ただし、地方局の所管区域を超える区域を地区とする農業協同組合_____、漁業協同組合、農業協同組合連合会_____及び漁業協同組合連合会_____が行う事業資金を除く。
- (4)の2 農林漁業共同化資金の融資機関との利子補給金契約に關すること（林業に係るものに限る。）。
- (4)の3 省略
- (5) 省略
- (6) 農業改良資金助成法第9条の規定に基づく農業改良資金の一時償還請求の決定に關すること。
- (6)の2 農業改良資金助成法第10条の規定に基づく農業改良資金の支払猶予の決定に關すること。
- (6)の3 愛媛県農業改良資金貸付規則第8条の規定に基づく農業改良資金の貸付けの決定に關すること。
- (6)の4 天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に關する暫定措置法第7条第1項の規定に基づく融資機関に対する融資状況の調査及び報告書等の徴収等に關すること。
- (6)の5 省略
- (6)の6 農業振興地域の整備に關する法律第8条第4項及び第13条第4項の規定に基づく市町の定める農業振興地域整備計画の策定の協議及び変更の協議に關すること。
- (6)の7 農業振興地域の整備に關する法律第13条第3項の規定に基づく農業振興地域整備計画の変更の指示に關すること。
- (6)の8 農業振興地域の整備に關する法律第15条の2第1項及び第15条の3の規定に基づく開発行為の許可等及び監督処分に關すること。
- (6)の9 農業振興地域の整備に關する法律第15条の4の規定に基づ

- 条の規定に基づく土砂等の搬入の届出の受理に關すること。
- (17) 土砂埋立て等規制条例第16条の規定に基づく土砂等の量の報告の受理に關すること。
- (18) 土砂埋立て等規制条例第17条第3項の規定に基づく水質検査等の結果の報告の受理に關すること。
- (19) 土砂埋立て等規制条例第17条第4項の規定に基づく土砂基準等に適合しない旨の報告の受理に關すること。
- (20) 土砂埋立て等規制条例第20条第1項の規定に基づく完了の届出の受理に關すること。
- (21) 土砂埋立て等規制条例第21条第2項の規定に基づく廃止等の届出の受理に關すること。
- (22) 土砂埋立て等規制条例第26条第1項の規定に基づく立入検査等に關すること。
- (23) 土砂埋立て等規制条例第26条第2項の規定に基づく身分を示す証明書の交付に關すること。
- 4 前項第2号から第5号までに掲げる事業が2以上の地方局の所管区域にわたる場合にあつては、当該事業に係る主たる事務所の所在地を所管する地方局長が専決する。
- 5 地方局長の専決処理すべき事項のうち、産業経済部に關する事項は、次に掲げるとおりとする。
- (1)・(2) 省略
- (3) 農業近代化資金助成法第2条第1項第1号及び第4号に掲げる者に対する1件1,800万円を超えない_____農業近代化資金の利子補給承認_____に關すること。
- (4) 農林漁業共同化資金の融通適格承認_____に關すること。ただし、地方局の所管区域を超える区域を地区とする農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合連合会及び漁業協同組合連合会並びに知事が時に必要と認めたものが行う事業資金を除く。
- (4)の2 省略
- (5) 省略
- (6) 農業改良資金の貸付けの決定に關すること。
- (6)の2 省略

く開発行為についての勧告及び公表に関すること。

(7) 省略

(7)の2 省略

(7)の3 省略

(7)の4 省略

(7)の5 省略

(7)の6 省略

(7)の7 省略

(7)の8 省略

(7)の9 省略

(7)の10 省略

(7)の11 農地法第4条第1項及び第3項の規定に基づく農地の転用の許可及び農業会議に対する諮問に関すること。

(7)の12 農地法第5条第1項及び第3項の規定に基づく農地等の転用のための権利移動の許可及び農業会議に対する諮問に関すること。

(7)の13 農地法第7条第1項の規定に基づく小作地の所有制限の免除の指定等に関すること。

(7)の14 農地法第20条第1項及び第3項の規定に基づく農地等の賃貸借の解約等の許可及び農業会議に対する諮問に関すること。

(7)の15 農地法第43条の5第1項及び第2項の規定に基づく和解の仲介及び小作主事その他の職員の指定に関すること。

(7)の16 農地法第78条の規定に基づく既墾地及び未墾地買収の土地、立木等の管理に関すること（貸付けに係る名義変更、維持及び保存に限る。）。

(7)の17 農地法第83条2の規定に基づく原状回復命令等に関すること。

(7)の18 買受適格証明書の交付に関すること。

(8)～(9)の11 省略

(9)の12 農業経営基盤強化促進法第6条第6項の規定に基づく農業経営基盤強化促進基本構想の同意及び変更の同意に関すること。

(9)の13 農業経営基盤強化促進法第7条第1項及び第5項の規定に基づく農地保有合理化事業規程の承認に関すること（2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。）。

(9)の14 農業経営基盤強化促進法第8条の規定に基づく農地保有合理化事業規程の変更及び廃止の承認に関すること（2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。）。

(9)の15 農業経営基盤強化促進法第9条の規定に基づく報告の徴収に関すること（2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。）。

(9)の16 農業経営基盤強化促進法第10条第1項の規定に基づく農地保有合理化事業の改善の命令に関すること（2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。）。

(9)の17 農業経営基盤強化促進法第10条第2項の規定に基づく改善

(7) 省略

(7)の2 農業協同組合法第72条の13第2項の規定に基づく農事組合法人の定款変更の届出の受理に関すること。

(7)の3 農業協同組合法第72条の16第4項の規定に基づく農事組合法人の設立の届出の受理に関すること。

(7)の4 農業協同組合法第72条の17第2項の規定に基づく農事組合法人の解散の届出の受理に関すること。

(7)の5 農業協同組合法第72条の18第3項の規定に基づく農事組合法人の合併の届出の受理に関すること。

(7)の6 農業協同組合法第73条の12の規定に基づく農事組合法人の組織変更の届出の受理に関すること。

(7)の7 農業協同組合法第93条第1項の規定に基づく農事組合法人に係る報告の徴収及び資料の提出命令に関すること。

(7)の8 農業協同組合法第94条第2項の規定に基づく農事組合法人に係る業務又は会計の状況の検査に関すること。

(7)の9 農業協同組合法第95条第1項及び第2項の規定に基づく農事組合法人に係る違法行為に対する処置に関すること。

(7)の10 農業協同組合法第95条の2の規定に基づく農事組合法人に係る解散命令に関すること。

(7)の11 省略

(7)の12 省略

(7)の13 省略

(7)の14 省略

(7)の15 省略

(7)の16 省略

(7)の17 省略

(7)の18 省略

(7)の19 省略

(8)～(9)の11 省略

命令についての同意市町の意見聴取に関すること（2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。）。

(9)の18 農業経営基盤強化促進法第11条の規定に基づく農地保有合理化事業規程の承認の取消しに関すること（2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。）。

(9)の19 農地保有合理化事業の運営に関する指導に関すること（2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。）。

(9)の20 市民農園整備促進法第4条第2項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定に基づく市民農園区域の指定及び変更の同意に関すること。

(9)の21 市民農園整備促進法第7条第4項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定に基づく市民農園の整備運営計画の認定及び変更の同意に関すること。

(10) 林道整備事業費補助金、県単独林道整備事業費補助金及び県単独土地改良事業費補助金 _____ に係る箇所調整に関すること。

(11) 1件の設計金額が5億円以上の県営の治山工事及び林道工事に係る次に掲げる事項に関すること。

ア・イ 省略

(12) 団体営の治山工事 _____ について次に掲げる事項に関すること。

ア・イ 省略

(12)の2 団体営の林道工事に関すること。

(12)の3 次に掲げる補助金等に係る愛媛県補助金等交付規則第5条から第7条（同規則第9条第3項及び第17条第4項において準用する場合を含む。）まで、第8条第1項、第9条第1項、第11条、第12条第1項及び第2項、第13条（同規則第15条第2項において準用する場合を含む。）、第14条、第15条第1項、第16条、第17条第1項及び第2項、第18条、第21条並びに第24条の規定に基づく知事の権限に属する事務に関すること。

ア 農業経営基盤強化資金の利子補給費補助金

イ 産地ステップアップ支援事業費補助金

ウ 果樹産地体質強化促進事業費補助金

エ 愛媛水田農業経営確立対策事業費補助金

オ 鳥獣害防止対策総合支援事業費補助金

カ 農業近代化資金融通法第2条第2項第1号に掲げる融資機関に対する農業近代化資金の利子補給金

キ 漁業近代化資金融通法第2条第2項第1号及び第3号に掲げる融資機関に対する漁業近代化資金の利子補給金

ク 農林漁業共同化資金の利子補給金（農業及び林業に係るものに限る。）

ケ 天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置法第3条の規定に基づく利子補給金及び損失補償金

コ 農業経営負担軽減支援資金の利子補給金

(13)～(20)の2 省略

(21)及び(22) 削除

(23)～(26) 省略

(27) 削除

(10) _____ 県単独林道整備事業費補助金、県単独土地改良事業費補助金及び県単独小農道整備事業費補助金に係る箇所調整に関すること。

(11) 1件の設計金額が1億円以上の県営の治山工事及び林道工事に係る次に掲げる事項に関すること。

ア・イ 省略

(11)の2 1件の設計金額が3,000万円未満の県営の治山工事及び林道工事の調査、測量及び設計の委託に関すること。

(12) 団体営の治山工事及び林道工事について次に掲げる事項に関すること。

ア・イ 省略

(13)～(20)の2 省略

(21) 1件の設計金額が3,000万円未満の県営農業土木請負工事の箇所決定に関すること。

(22) 1件の設計金額が3,000万円未満の県営農業土木工事の調査、測量及び設計の委託に関すること。

(23)～(26) 省略

(27) 県営農業土木工事の実施に必要な用地の取得及び補償（漁業補

27の2～27の4 省略

27の5 県営農業土木工事の実施に必要な用地の取得及び補償に伴う登記嘱託に関すること。

28～31 省略

32 愛媛県漁業調整規則第7条、第14条_____及び第21条の規定に基づく漁業の許可等に関すること。ただし、漁業法第66条第1項に規定する漁業（小型機船底びき網漁業のうち自家用つり餌（じ）料びき網漁業を除く。）及び県外に住所を有する者の申請に係る漁業の許可等を除く。

32の2 愛媛県漁業調整規則第16条の規定に基づく許可の内容の変更の許可に関すること（2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。）。

32の3 愛媛県漁業調整規則第19条の規定に基づく許可証の書換え交付及び再交付に関すること（2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。）。

32の4 愛媛県漁業調整規則第34条の規定に基づく除外設備の設置又は変更の命令に関すること（2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。）。

33～39 省略

39の2 漁業近代化資金金融通法第2条第2項第1号及び第3号に掲げる漁業近代化資金の融資機関との利子補給契約に関すること。

39の3 漁業近代化資金金融通法第2条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者の同条第2項第1号及び第3号に掲げる融資機関からの借入れに対する漁業近代化資金の利子補給の承認に関すること。

40～46 省略

47 愛媛県内水面漁業調整規則第24条の規定に基づく除外設備の設置又は変更の命令に関すること（2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。）。

48 漁業法第5条の規定に基づく共同申請に係る代表者の指定に関すること（2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。）。

49 漁業法第121条の規定に基づく他人の土地における漁業の許可に関すること（2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。）。

50 漁業法第122条の規定に基づく土地立入り等の許可に関すること（2以上の地方局の所管区域にわたるものに関するものを除く。）。

51 愛媛県漁港管理条例第9条第1項の規定に基づく占用の許可に関すること（現に占有を許可しているものの継続に係るものに限る。）。

52 愛媛県漁港管理条例第10条第1項の規定に基づく使用の許可に関すること。

6 地方局長は、前項第27号の3及び第27号の4に規定する事項を専決処理したときは、その都度知事に報告しなければならない。

7 地方局長の専決処理すべき事項のうち、建設部に関する事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) _____次に掲げる県単独工事の箇所決定をすること。

ア・イ 省略

ウ 省略

償を含む。）に関すること。

27の2～27の4 省略

28～31 省略

32 愛媛県漁業調整規則第7条、第14条、第16条、第19条及び第21条の規定に基づく漁業の許可等に関すること。ただし、漁業法第66条第1項に規定する漁業（小型機船底びき網漁業のうち自家用つり餌（じ）料びき網漁業を除く。）及び県外に住所を有する者の申請に係る漁業の許可等を除く。

33～39 省略

40～46 省略

6 地方局長は、前項第27号の2及び第27号の3に規定する事項を専決処理したときは、その都度知事に報告しなければならない。

7 地方局長の専決処理すべき事項のうち、建設部に関する事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 1件の設計金額が1,000万円未満の次に掲げる県単独工事の箇所決定をすること。

ア・イ 省略

ウ 交通事故防止対策工事

エ 省略

エ 省略
 オ 省略
 カ 省略
 キ 省略

才 省略
 カ 省略
 キ 省略
 ク 省略

(1)の2 次に掲げる事項の管内事務所間の予算配分額の調整に関すること。

ア 環境土木緊急処理事業
イ 交通安全二種事業

(2)～(5) 省略

(6) 削除

(7) 建設業法第3条第1項及び第3項並びに第5条の規定に基づく許可 _____ に関すること。

(7)の2 建設業法第8条の規定に基づく許可の拒否に関すること。

(8) 省略

(8)の2 建設業法第27条の26第1項及び第4項、第27条の27並びに第27条の28並びに建設業法施行規則第20条第3項及び第21条の規定に基づく経営規模等評価に関すること。

(8)の3 建設業法第27条の29第1項及び第3項の規定に基づく総合評定値の通知に関すること。

(9) 省略

(9)の2 浄化槽法第23条第1項及び第2項（これらの規定を同法第25条第2項において準用する場合を含む。）並びに第24条第2項（同法第25条第2項及び第27条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく登録に係る措置に関すること。

(9)の3 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第23条及び第24条第2項の規定に基づく登録に係る措置に関すること。

(9)の4 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第25条第2項の規定に基づく登録に関すること。

(9)の5 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第28条の規定に基づく登録の抹消に関すること。

(9)の6 道路法第18条の規定に基づく権限を行うこと（2以上の地方局建設部又は土木事務所の管内にわたるものを除く。）。

(9)の7 道路法第71条第4項の規定に基づく権限を行うこと。

(9)の8 愛媛県屋外広告物条例第35条の規定に基づく屋外広告業者登録簿の閲覧に関すること。

(9)の9 愛媛県屋外広告物条例第42条の規定に基づく屋外広告業者に対する指導、助言及び勧告に関すること。

(9)の10 愛媛県屋外広告物条例第44条第2項の規定に基づく屋外広告業者監督処分簿の閲覧に関すること。

(9)の11 国土利用計画法第12条第10項（同法第27条の3第3項及び第27条の6第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく調査に関すること。

(9)の12 国土利用計画法第27条の9の規定に基づく報告の徴収に関すること。

(10) 省略

8 地方局長は、前項第3号、第9号の9及び第9号の11から第10号までに規定する事項を専決処理したときは、その都度知事に報告しなければならない。

9 省略

（支局長の専決事項）

第15条 支局長の専決すべき事項のうち、総務県民室に関する事項は、次に掲げるとおりとする。

(2)～(5) 省略

(6) 調査、測量及び設計の委託で、1件の設計金額が3,000万円未満のものに関すること。

(7) 建設業法第3条第3項 _____ の規定に基づく許可の更新に関すること。

(8) 省略

(9) 省略

(10) 省略

8 地方局長は、前項第3号及び第7号 _____ から第10号までに規定する事項を専決処理したときは、その都度知事に報告しなければならない。

9 省略

第15条 削除

- (1) 愛媛県公有財産及び債権に関する事務取扱規則第21条の規定に基づく公有財産の保険に係る要請に関すること。
- (2) 愛媛県公有財産及び債権に関する事務取扱規則第28条の規定に基づく行政財産の用途の変更に関すること。
- (3) 愛媛県公有財産及び債権に関する事務取扱規則第29条の規定に基づく行政財産の使用の許可に関すること。
- (4) 愛媛県公有財産及び債権に関する事務取扱規則第30条において準用する同規則第24条の規定に基づく行政財産の使用目的又は原形の変更承認に関すること。
- (5) 愛媛県庁舎管理規則第16条の規定に基づく承認に関すること。
- (6) 不用物品の処分に関すること（予定価格が1件10万円以上のものに限る。）。
- (7) 公印の使用管理に関すること。

（土木事務所長等の専決事項）

第16条 地方局土木事務所長の専決処理すべき事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ地方局長の承認を受けなければならない。

- (1)～(2)の5 省略
- (2)の6 通送車の運行及び通送員の管理に関すること（東予地方局四国中央土木事務所、東予地方局今治土木事務所、南予地方局大洲土木事務所及び南予地方局愛南土木事務所に限る。）。
- (2)の7 1件の設計金額が1億円未満の請負工事の執行に関すること。ただし、東予地方局今治土木事務所及び南予地方局八幡浜土木事務所以外の土木事務所にあつては、1件の設計金額が5,000万円以上の請負工事の請負契約に係る請負者の選定を除く。
- (2)の8 1件の設計金額が1億円以上の請負工事で次の行為をすること。
 - ア _____工事の中止命令及び契約期間の延長並びに工程表の承認。ただし、愛媛県議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定による工事に係るものを除く。
 - イ・ウ 省略
- (2)の9 省略
- (2)の10 工事の委託で、1件の金額が1億円未満のものに関すること。
- (2)の11 工事の受託で、1件の全体事業費が1億円未満のものに関すること。
- (2)の12 省略
- (2)の13 次の会計事務に関すること。
 - ア 1,000万円未満の税外収入の徴収
 - イ 決裁を経た1件1億円未満の工事及び工事委託に係る支出負担行為
 - ウ～カ 省略
 - キ 決裁を経た1件1億円未満の工事及び工事委託に係る支出命令
 - ク～ス 省略
- (3)・(4) 省略
- (5) 1件の設計金額が500万円未満の次に掲げる県単独工事の箇所決定をすること。
 - ア・イ 省略
 - ウ 省略
 - エ 省略

（土木事務所長等の専決事項）

第16条 地方局土木事務所長の専決処理すべき事項は、次に掲げるとおりとする。ただし、異例又は重要と認められるものについては、あらかじめ地方局長の承認を受けなければならない。

- (1)～(2)の5 省略
- (2)の6 通送車の運行及び通送員の管理に関すること（西条地方局四国中央土木事務所及び宇和島地方局愛南土木事務所 _____に限る。）。
- (2)の7 1件の設計金額が7,000万円未満の請負工事の執行に関すること。ただし _____、1件の設計金額が5,000万円以上の請負工事の請負契約に係る請負者の選定を除く。
- (2)の8 1件の設計金額が7,000万円以上の請負工事で次の行為をすること。
 - ア 30日以内の工事の中止命令及び契約期間の延長並びに工程表の承認。ただし、愛媛県議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定による工事に係るものを除く。
 - イ・ウ 省略
- (2)の9 省略
- (2)の10 省略
- (2)の11 次の会計事務に関すること。
 - ア 200万円未満の税外収入の徴収
 - イ 決裁を経た1件7,000万円未満の工事 _____に係る支出負担行為
 - ウ～カ 省略
 - キ 決裁を経た1件7,000万円未満の工事 _____に係る支出命令
 - ク～ス 省略
- (3)・(4) 省略
- (5) 1件の設計金額が500万円未満の次に掲げる県単独工事の箇所決定をすること。
 - ア・イ 省略
 - ウ 交通事故防止対策工事
 - エ 省略
 - オ 省略

オ 省略

カ 省略

キ 省略

(6)～(11) 省略

(11)の2 浄化槽法第23条第1項及び第2項（これらの規定を同法第25条第2項において準用する場合を含む。）並びに第24条第2項（同法第25条第2項及び第27条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく登録に係る措置に関すること。

(11)の3 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第23条及び第24条第2項の規定に基づく登録の実施に関すること。

(11)の4 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第25条第2項の規定に基づく登録に関すること。

(11)の5 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第28条の規定に基づく登録の抹消に関すること。

(12)・(12)の2 省略

(12)の3 道路法第18条（2以上の地方局建設部又は土木事務所の管内にわたるものを除く。）、第22条第1項、第24条、第32条第1項及び第3項（同法第91条第2項において準用する場合を含む。）、第34条（同法第91条第2項において準用する場合を含む。）、第35条（同法第91条第2項において準用する場合を含む。）、第36条第1項、第38条、第40条第2項（同法第91条第2項において準用する場合を含む。）、第43条の2、第44条の2第1項及び第3項から第5項まで、第47条第3項、第48条第2項及び第4項、第58条第1項、第66条第1項、第68条、第71条第1項から第4項まで、第87条第1項（同法第91条第2項において準用する場合を含む。）並びに第91条第1項の規定に基づく権限を行うこと。

(12)の4 港湾法第37条第1項の規定に基づく港湾区域内の占用等の許可に関すること。

(12)の5 港湾法第38条の2の規定に基づく臨港地区内の行為の届出の受理に関すること。

(12)の6 港湾法第56条の3の規定に基づく水域施設等の建設又は改良に関すること。

(12)の7 港湾法第56条の4の規定に基づく監督処分に関すること。

(12)の8 港湾条例第15条ただし書に規定する港湾施設について港湾条例第3条及び第4条の規定に基づく権限を行うこと。

(12)の9 港湾条例第5条の規定に基づく港湾施設の占用及び使用の許可に関すること。

(12)の10 前号の規定に基づく権限を行い、又は行つたものについて港湾条例第7条ただし書、第8条及び第9条ただし書の規定に基づく権限を行うこと。

(12)の11 第12号の4又は第12号の9の規定に基づく権限を行い、又は行つたものについて港湾条例第9条の2、第10条、第11条及び第12条ただし書の規定に基づく権限を行うこと。

(12)の12 港湾条例第12条の2の規定に基づく過怠金の徴収に関すること。

(12)の13 港湾条例第13条の規定に基づく過料に関すること。

(12)の14 公有水面埋立法の規定に基づく申請及び届出に関すること（道路及び街路の事業に伴う公有水面の埋立てに関するものに限る。）。

(12)の15 公有水面埋立法第14条第1項の規定に基づく他人の土地への立入り又は一時使用の許可に関すること。

(12)の16 公有水面埋立法第31条の規定に基づく埋立工事施行区域内にある物件の除却命令に関すること。

カ 省略

キ 省略

ク 省略

(6)～(11) 省略

(12)・(12)の2 省略

- 12の17 海岸法第7条第1項、第10条第2項（同法第37条の8において準用する場合を含む。次号において同じ。）及び第37条の4の規定に基づく権限を行うこと。
- 12の18 海岸法第8条第1項、第10条第2項及び第37条の5の規定に基づく権限を行うこと。
- 12の19 前2号の規定に基づく権限を行い、又は行つたものについて次に掲げることを行うこと。
ア 海岸法第12条の規定に基づく権限を行うこと。
イ 愛媛県海岸占用料等徴収条例第1条、第3条、第4条及び第6条の規定に基づく権限を行うこと。
ウ 愛媛県海岸法施行細則第5条、第6条、第8条及び第9条の規定に基づく権限を行うこと。
- 12の20 海岸法第13条の規定に基づく権限を行うこと。
- 12の21 海岸法第15条の規定に基づく兼用工作物の工事の施行及び保全施設維持の協議に関すること。
- 12の22 海岸法第21条の規定に基づく海岸保全施設に対する措置命令に関すること。
- 12の23 省略
- 12の24 省略
- 12の25 省略
- 12の26 省略
- 12の27 省略
- 12の28 河川法第18条の規定に基づく権限を行うこと。
- 12の29 河川法第19条の規定に基づく権限を行うこと。
- 12の30 河川法第20条の規定に基づく権限を行うこと。
- 12の31 河川法第23条の規定に基づく権限のうち、現に占用を許可しているものの継続に係るもので国土交通大臣の認可又は同意を要しない権限を行うこと。
- 12の32 河川法第24条、第26条及び第95条の規定に基づく権限を行うこと（国土交通大臣の認可又は同意を要するものを除く。）。
- 12の33 河川法第25条の規定に基づく権限を行うこと。
- 12の34 河川法第27条の規定に基づく権限を行うこと（国土交通大臣の認可を要するものを除く。）。
- 12の35 河川法第55条第1項及び第57条第1項の規定に基づく権限を行うこと。
- 12の36 第12号の30及び第12号の32から第12号の35までの規定に基づく権限を行い、又は行つたものについて第31条、第33条第3項、第34条第1項、第75条、第78条及び第90条の規定に基づく権限を行うこと。
- 12の37 河川法施行令第16条の3、第16条の5第1項及び第2項、第16条の8第1項、第16条の9第3項並びに第16条の10第2項の規定に基づく権限を行うこと（国土交通大臣の認可を要するものを除く。）。
- 12の38 愛媛県河川流水占用料等徴収条例第1条及び第3条の規定に基づく権限を行うこと。
- 12の39 水防法第30条の規定に基づく権限を行うこと。
- 12の40 水防法第32条第2項の規定に基づく権限を行うこと。
- 12の41 水防法第49条第1項の規定に基づく権限を行うこと。
- 12の42 砂利採取法第16条、第20条第1項及び第43条の規定に基づく権限を行うこと（砂利採取場の全部又は一部が河川の区域内にあるときに限る。）。
- 12の43 砂利採取法第3条の規定に基づく登録に関すること。
- 12の44 砂利採取法第8条第2項の規定に基づく地位の承継の届出

12の3 省略

12の4 省略

12の5 省略

12の6 省略

12の7 省略

- の受理に関すること。
- ⑫の45 砂利採取法第9条第1項の規定に基づく変更登録の届出の受理に関すること。
- ⑫の46 砂利採取法第10条の規定に基づく廃止の届出の受理に関すること。
- ⑫の47 砂利採取法第13条の規定に基づく登録の消除に関すること。
- ⑫の48 砂利採取法第20条第2項及び第3項の規定に基づく変更の届出の受理に関すること。
- ⑫の49 砂利採取法第24条の規定に基づく採取の廃止の届出の受理に関すること。
- ⑫の50 砂利採取法第33条の規定に基づく報告の徴収に関すること。
- ⑫の51 砂利採取法第34条第2項の規定に基づく採取場、事務所等への立入検査に関すること。
- ⑫の52 砂利採取法第37条第2項の規定に基づく市町長からの災害防止に関する要請に基づく調査に関すること。
- ⑫の53 砂利採取法第41条第1項の規定に基づく指導及び助言に関すること。
- ⑫の54 採石法第32条の規定に基づく登録に関すること。
- ⑫の55 採石法第32条の6第2項の規定に基づく地位の承継の届出の受理に関すること。
- ⑫の56 採石法第32条の7第1項の規定に基づく変更登録の届出の受理に関すること。
- ⑫の57 採石法第32条の8の規定に基づく廃止の届出の受理に関すること。
- ⑫の58 採石法第32条の11の規定に基づく登録の消除に関すること。
- ⑫の59 採石法第33条の5第2項及び第4項の規定に基づく変更の届出の受理に関すること。
- ⑫の60 採石法第33条の10の規定に基づく採取の休止及び廃止の届出の受理に関すること。
- ⑫の61 採石法第33条の14第2項の規定に基づく市町長からの災害防止に関する要請に基づく調査に関すること。
- ⑫の62 採石法第34条の6の規定に基づく指導及び助言に関すること。
- ⑫の63 採石法第42条第1項の規定に基づく報告の徴収及び立入検査に関すること。
- ⑫の64 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第8条の規定に基づく権限を行うこと（市町の災害復旧事業に係る着工同意及び成功認定に関する事務に限る。）。
- ⑫の65 砂防法第7条の規定に基づく市町に対する砂防工事の施行及び砂防設備の維持の指示に関すること。
- ⑫の66 砂防法第8条の規定に基づく原因行為者に対する砂防工事の施行及び砂防設備の維持の命令に関すること。
- ⑫の67 砂防法第22条の規定に基づく土石等の供給命令に関すること。
- ⑫の68 愛媛県砂防指定地管理条例第4条第1項、第6条、第7条第2項及び第8条第1項の規定に基づく権限を行うこと。ただし、国土交通大臣との協議を要するものを除く。
- ⑫の69 愛媛県砂防指定地管理条例第5条第1項、第6条、第7条第2項及び第8条第1項の規定に基づく権限を行うこと。
- ⑫の70 愛媛県砂防指定地管理条例第9条、第10条、第12条第2項

- 及び第13条の規定に基づく届出の受理及び処理に関すること。
- (12)の71 愛媛県砂防指定地管理条例第15条の規定に基づく監督処分
に關すること。
- (12)の72 愛媛県砂防指定地管理条例第16条の規定に基づく原状回復
の指示等に関すること。
- (12)の73 愛媛県砂防指定地管理条例第19条第1項の規定に基づく土
地の立入りに關すること。
- (12)の74 愛媛県砂防指定地管理条例第19条第2項の規定に基づく身
分証明書の交付に關すること。
- (12)の75 地すべり等防止法第11条第1項の規定に基づく主務大臣
又は知事以外の者が施行する地すべり防止工事の承認に關するこ
と。
- (12)の76 地すべり等防止法第11条第2項の規定に基づく主務大臣又
は知事以外の者が施行する地すべり防止工事の協議に対する同意
に關すること。
- (12)の77 地すべり等防止法第13条の規定に基づく兼用工作物の工事
の施行及び工作物を維持させる場合の協議に關すること。
- (12)の78 地すべり等防止法第14条第1項の規定に基づく工事原因者
に対する工事の施行命令に關すること。
- (12)の79 地すべり等防止法第16条第1項の規定に基づく立入り等に
關すること。
- (12)の80 地すべり等防止法第16条第2項において準用する同法第6
条第5項の規定に基づく立入り等に係る身分証明書の交付に關す
ること。
- (12)の81 地すべり等防止法第16条第2項において準用する同法第6
条第8項、第17条第1項、第21条第3項及び第23条第3項の規定
に基づく損失補償に關すること。
- (12)の82 地すべり等防止法第18条第1項の規定に基づく制限行為の
許可等に關すること。
- (12)の83 地すべり等防止法第20条第2項の規定に基づく制限行為に
係る協議に対する同意に關すること。
- (12)の84 地すべり等防止法第21条第1項及び第2項の規定に基づく
監督処分に関すること。
- (12)の85 地すべり等防止法第22条第1項の規定に基づく報告の徴収
及び立入検査に關すること。
- (12)の86 地すべり等防止法第22条第2項の規定に基づく立入検査に
係る身分証明書の交付に關すること。
- (12)の87 地すべり等防止法第23条第1項及び第2項の規定に基づく
管理者に対する措置命令に關すること。
- (12)の88 地すべり等防止法第24条第1項の規定に基づく関連事業計
画の作成の勧告に關すること。
- (12)の89 地すべり等防止法第24条第3項の規定に基づく関連事業計
画の作成の協議に対する同意に關すること。
- (12)の90 地すべり等防止法第25条の規定に基づく立ち退きの指示に
關すること。
- (12)の91 急傾斜地法第5条第1項及び第17条第1項の規定に基づく
立入り等に關すること。
- (12)の92 急傾斜地法第5条第5項（同法第17条第2項において準用
する場合を含む。）の規定に基づく立入り等に係る身分証明書の
交付に關すること。
- (12)の93 急傾斜地法第5条第8項（同法第17条第2項において準用
する場合を含む。）及び第18条第1項の規定に基づく損失補償に
關すること。

12)の94 急傾斜地法第7条第1項の規定に基づく制限行為の許可に
関すること。

12)の95 急傾斜地法第7条第3項の規定に基づく制限行為の届出の
受理に関すること。

12)の96 急傾斜地法第7条第4項の規定に基づく制限行為の協議に
対する同意に関すること。

12)の97 急傾斜地法第8条の規定に基づく監督処分に関すること。

12)の98 急傾斜地法第9条第3項の規定に基づく土地の保全勧告に
関すること。

12)の99 急傾斜地法第10条第1項及び第2項並びに同条第4項にお
いて準用する同法第8条第2項の規定に基づく改善命令に関する
こと。

12)の100 急傾斜地法第11条第1項の規定に基づく立入検査に関す
ること。

12)の101 急傾斜地法第11条第2項において準用する同法第5条第
5項の規定に基づく立入検査に係る身分証明書の交付に関するこ
と。

12)の102 急傾斜地法第13条の規定に基づく工事の届出等の受理に
関すること。

12)の103 省略

12)の104 省略

12)の105 土砂災害防止法第5条第1項及び第21条第1項の規定に
基づく土地の立入り及び一時使用に関すること。

12)の106 土砂災害防止法第5条第5項及び第21条第2項の規定に
基づく土地の立入り及び一時使用に係る身分証明書の発行に関す
ること。

12)の107 土砂災害防止法第5条第8項の規定に基づく損失補償
____に関すること。

12)の108 土砂災害防止法第9条第1項の規定に基づく特定開発行
為の許可に関すること。

12)の109 土砂災害防止法第13条第1項の規定に基づく特定開発行
為既着手の届出の受理に関すること。

12)の110 土砂災害防止法第13条第2項の規定に基づく特定開発行
為既着手の届出者に対する助言又は勧告に関すること。

12)の111 土砂災害防止法第14条（同法第16条第4項において準用
する場合を含む。）の規定に基づく特定開発行為の協議に対する
同意に関すること。

12)の112 土砂災害防止法第16条第1項の規定に基づく特定開発行
為の変更の許可に関すること。

12)の113 土砂災害防止法第16条第3項の規定に基づく軽微な変更
の届出の受理に関すること。

12)の114 土砂災害防止法第17条の規定に基づく対策工事等の完了
の届出の処理に関すること。

12)の115 土砂災害防止法第19条の規定に基づく対策工事等の廃止
の届出の受理に関すること。

12)の116 土砂災害防止法第20条の規定に基づく監督処分に関する
こと。

12)の8 省略

12)の9 省略

12)の10 土砂災害防止法第5条第1項_____の規定に基
づく土地の立入り及び一時使用に関すること。

12)の11 土砂災害防止法第5条第2項の規定に基づく土地の立入り
の通知に関すること。

12)の12 土砂災害防止法第5条第6項の規定に基づく他人の土地を
一時使用する場合の通知及び意見の聴取に関すること。

12)の13 土砂災害防止法第5条第8項の規定に基づく損失補償の
実施に関すること。

12)の14 土砂災害防止法第5条第9項の規定に基づく損失補償の協
議に関すること。

12の117 土砂災害防止法第22条の規定に基づく報告の徴収等に関すること。

12の118 土砂災害防止法第25条第2項の規定に基づく土地の取得についてのあつせん等の措置に関すること。

12の119 省略

12の120 建築基準法第6条の2第10項の規定に基づく確認審査報告書の受理に関すること。

12の121 建築基準法第6条の2第11項の規定に基づく確認審査報告書に対する不適合認定の通知に関すること。

12の122 建築基準法第7条の2第6項の規定に基づく完了検査報告書の受理に関すること。

12の123 建築基準法第7条の4第6項の規定に基づく中間検査報告書の受理に関すること。

13 建築基準法第7条の6第1項第1号及び第18条第22項第1号の規定に基づく検査済証の交付前における建築物の仮使用の承認に関すること。

13の2 建築基準法第9条第1項及び第2項（同法第10条第4項、第45条第2項及び第90条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく権限を行うこと。

13の3 建築基準法第9条第7項（同法第10条第4項及び第90条の2第2項において準用する場合を含む。）及び第10項並びに第85条第3項及び第5項の規定に基づく権限を行うこと。

13の4 建築基準法第9条第13項（同法第10条第4項及び第90条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく権限を行うこと。

13の5 建築基準法第10条第1項から第3項までの規定に基づく保安上危険又は衛生上有害である建築物に対する措置に関すること。

13の6 建築基準法第12条第1項及び第3項の規定に基づく定期報告の受理に関すること。

13の7 建築基準法第12条第7項の規定に基づく台帳の整備及び保存に関すること。

13の8 建築基準法第18条第23項の規定に基づく国の機関の長等に対する通知及び要請に関すること。

13の9 建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づく道路の位置の指定並びに同号の規定に基づき指定した道路の位置の変更及び廃止に関すること。

13の10 建築基準法第45条第1項の規定に基づく私道の変更又は廃止の制限に係る措置に関すること。

13の11 建築基準法第73条第1項、第74条、第74条の2第3項及び第4項、第75条の2第1項、第2項及び第4項、第76条第1項並びに第76条の3第2項及び第6項の規定に基づく建築協定に関すること。

13の12 建築基準法第84条の規定に基づく被災市街地における建築制限に関すること。

13の13 建築基準法第90条の2第1項の規定に基づく工事中の特殊建築物等に対する措置に関すること。

13の14 建築基準法第90条の3の規定に基づく計画の届出の受理に関すること。

13の15 建築基準法第93条の2の規定に基づく書類の閲覧に関すること。

13の16 高齢者移動等円滑化法第12条第1項及び第2項の規定に基づく届出の受理に関すること。

12の15 省略

13 建築基準法第7条の6第1項第1号及び第18条第13項第1号の規定に基づく検査済証の交付前における建築物の仮使用の承認に関すること。

13)の17 高齢者移動等円滑化法第12条第3項の規定に基づく基準適合命令に関すること。

13)の18 省略

13)の19 省略

13)の20 省略

13)の21 省略

13)の22 省略

13)の23 省略

13)の24 高齢者移動等円滑化法第53条第2項の規定に基づく報告の徴収及び立入検査に関すること。

13)の25 省略

13)の26 省略

13)の27 省略

13)の28 省略

13)の29 省略

13)の30 省略

13)の31 省略

13)の32 省略

13)の33 省略

13)の34 省略

13)の35 耐震改修促進法第7条第1項の規定に基づく指導及び助言に関すること。

13)の36 耐震改修促進法第7条第2項の規定に基づく指示に関すること。

13)の37 耐震改修促進法第7条第4項の規定に基づく報告の徴収及び立入検査に関すること。

13)の38 耐震改修促進法第8条第1項の規定に基づく計画の認定の申請の受理に関すること。

13)の39 耐震改修促進法第9条第1項の規定に基づく計画変更の認定の申請の受理に関すること。

13)の40 耐震改修促進法第10条の規定に基づく報告の徴収に関すること。

13)の41 省エネルギー法第74条第1項の規定に基づく建築物に係る指導及び助言に関すること。

13)の42 省エネルギー法第75条第1項の規定に基づく届出の受理に関すること。

13)の43 省エネルギー法第75条第2項の規定に基づく変更指示に関すること。

13)の44 省エネルギー法第75条第4項の規定に基づく定期報告の受理に関すること。

13)の45 省エネルギー法第75条第5項の規定に基づく勧告に関すること。

13)の46 省エネルギー法第87条第10項の規定に基づく報告の徴収及び立入検査に関すること。

13)の47 建築士法施行細則第4条第1項の規定に基づく免許の申請の受理に関すること（県外居住者に係るものを除く。）。

13)の48 建築士法施行細則第7条第1項の規定に基づく登録事項の変更の届出の受理に関すること（県外居住者に係るものを除く。）。

13)の49 建築士法施行細則第8条第1項の規定に基づく再交付の申請の受理に関すること（県外居住者に係るものを除く。）。

13)の50 建築士法第5条の2の規定に基づく住所等の届出の受理に関すること（県外居住者に係るものを除く。）。

13)の51 建築士法第8条の2の規定に基づく死亡等の届出の受理に

13)の2 省略

13)の3 省略

13)の4 省略

13)の5 省略

13)の6 省略

13)の7 省略

13)の8 省略

13)の9 省略

13)の10 省略

13)の11 省略

13)の12 省略

13)の13 省略

13)の14 省略

13)の15 省略

13)の16 省略

13)の17 省略

13)の18 耐震改修促進法第4条第1項の規定に基づく指導及び助言に関すること。

13)の19 耐震改修促進法第4条第2項の規定に基づく指示に関すること。

13)の20 耐震改修促進法第4条第3項の規定に基づく報告の徴収及び立入検査に関すること。

13)の21 耐震改修促進法第5条第1項の規定に基づく計画の認定の申請の受理に関すること。

13)の22 耐震改修促進法第6条第1項の規定に基づく計画変更の認定の申請の受理に関すること。

13)の23 耐震改修促進法第7条の規定に基づく報告の徴収に関すること。

13)の24 エネルギーの使用の合理化に関する法律第15条の2第1項の規定に基づく届出の受付に関すること。

- 関すること（県外居住者に係るものを除く。）。
- 13)の52 建築士法第9条第1項第1号並びに建築士法施行細則第9条第2項及び第3項の規定に基づく免許取消しの申請等の受理に関すること（県外居住者に係るものを除く。）。
- 13)の53 建築士法施行細則第16条第1項の規定に基づく受験の申込みの受理に関すること。
- 13)の54 建築士法第23条の2の規定に基づく登録の申請の受理に関すること。
- 13)の55 建築士法第23条の5第1項の規定に基づく登録の変更の届出の受理に関すること。
- 13)の56 建築士法第23条の6の規定に基づく報告書の受理に関すること。
- 13)の57 建築士法第23条の7の規定に基づく廃業等の届出の受理に関すること。
- 13)の58 宅地建物取引業法第19条の2の規定に基づく登録移転申請の受理に関すること。
- 13)の59 宅地建物取引業法第21条第1項の規定に基づく死亡等の届出の受理に関すること。
- 13)の60 宅地建物取引業法施行規則第14条の13第3項の規定に基づく書換え交付に関すること。
- 13)の61 住宅地区改良法第9条の規定に基づく地区内の建築行為等の制限許可に関すること。
- 13)の62 住宅地区改良法第21条の規定に基づく土地の試掘等の許可に関すること。
- 13)の63 住宅地区改良法第34条の規定に基づく権限を行うこと。
- 13)の64 愛媛県営住宅管理条例第4条（同条例第23条の16において準用する場合を含む。）、第6条（同条例第23条の16において準用する場合を含む。）、第7条第2項から第4項まで及び第8条（同条例第23条の16において準用する場合を含む。）の規定に基づく入居者の選考及び入居の許可に関すること。
- 13)の65 愛媛県営住宅管理条例第9条の2第2項及び第3項の規定に基づく収入の額の認定及び通知に関すること。
- 13)の66 愛媛県営住宅管理条例第10条（同条例第21条第3項、第21条の3第3項及び第23条の16において準用する場合を含む。）又は第13条第2項（同条例第23条の16において準用する場合を含む。）の規定に基づく家賃又は敷金の猶予又は減免に関すること。
- 13)の67 愛媛県営住宅管理条例第12条（同条例第21条第3項、第21条の3第3項及び第23条の16において準用する場合を含む。）及び第13条第1項（同条例第23条の16において準用する場合を含む。）の規定に基づく家賃及び敷金の徴収に関すること。
- 13)の68 愛媛県営住宅管理条例第15条第2項（同条例第23条の16において準用する場合を含む。）の規定に基づく修繕又は費用負担の区分の選択に関すること。
- 13)の69 愛媛県営住宅管理条例第17条第5項（同条例第23条の16において準用する場合を含む。）の規定に基づく増築等の承認に関すること。
- 13)の70 愛媛県営住宅管理条例第17条第6項（同条例第23条の16において準用する場合を含む。）の規定に基づく同居の承認に関すること。
- 13)の71 愛媛県営住宅管理条例第17条第8項（同条例第23条の16において準用する場合を含む。）の規定に基づく入居承継の承認に関すること。
- 13)の72 愛媛県営住宅管理条例第19条の規定に基づく収入超過者

等に関する認定に関すること。

13の73 愛媛県営住宅管理条例第21条の4及び第22条第1項（同条例第23条の16において準用する場合を含む。）の規定に基づく住宅のあつせん等及び明渡しの検査に関すること。

13の74 愛媛県営住宅管理条例第23条の13の規定に基づく入居者の選定に関すること。

13の75 愛媛県営住宅管理条例第23条の15第1項の規定に基づく家賃の減額に関すること。

13の76 愛媛県営住宅管理条例第25条の規定に基づく立入検査に関すること。

13の77 愛媛県営住宅管理条例施行規則第3条（同規則第12条の5において準用する場合を含む。）の規定に基づく入居決定の通知及び入居許可証の交付に関すること。

13の78 愛媛県営住宅管理条例施行規則第13条第1項の規定に基づく管理人の委嘱に関すること。

13の79 愛媛県営住宅管理条例及び愛媛県営住宅管理条例施行規則の規定に基づく申請書、報告、届出等の受理に関すること。

14 租税特別措置法第28条の4第3項第5号イ、第31条の2第2項第15号ハ、第62条の3第4項第15号ハ及び第63条第3項第5号イの規定に基づく優良宅地の認定に関すること。

14の2 租税特別措置法第28条の4第3項第6号、第31条の2第2項第16号ニ、第62条の3第4項第16号ニ及び第63条第3項第6号の規定に基づく優良住宅の認定に関すること。

15 都市計画法第29条第1項及び第2項の規定に基づく権限（同法第34条第14号に規定する開発行為に関するものを除く。）を行うこと。

16 省略

17 都市計画法第34条第13号及び第36条第1項の規定に基づく届出を受理すること。

17の2 都市計画法第34条の2第1項の規定に基づく協議に係る合意に関すること（開発審査会の議を経るものを除く。）。

18 _____都市計画法第35条の2第1項の規定に基づく権限を行うこと。

18の2 都市計画法第35条の2第4項において準用する第34条の2第1項の規定に基づく変更の協議に係る合意に関すること。

19 _____都市計画法第35条の2第3項及び第38条の規定に基づく届出を受理すること。

20 都市計画法第36条第2項及び第3項、第37条第1号並びに第45条_____の規定に基づく権限を行うこと。

21 _____都市計画法第42条第1項ただし書及び第2項の規定に基づく権限を行うこと。

22 削除

23 都市計画法

_____第82条第1項の規定に基づく権限を行うこと。

24 省略

24の2 都市計画法第53条第1項及び第2項並びに第65条の規定に

14 租税特別措置法第28条の4第3項第5号イ、第31条の2第2項第14号ハ、第62条の3第4項第14号ハ及び第63条第3項第5号イの規定に基づく優良宅地の認定に関すること。

14の2 租税特別措置法第28条の4第3項第6号、第31条の2第2項第14号ニ、第62条の3第4項第14号ニ及び第63条第3項第6号の規定に基づく優良住宅の認定に関すること。

15 都市計画法第29条第1項及び第2項の規定に基づく権限（同法第34条第10号に規定する開発行為に関するものを除く。）を行うこと。

16 省略

17 都市計画法第34条第9号及び第36条第1項の規定に基づく届出を受理すること。

18 第15号の規定に基づき権限を行つたことについて、都市計画法第35条の2第1項の規定に基づく権限を行うこと。

19 第15号の規定に基づき権限を行つたことについて、都市計画法第35条の2第3項及び第38条の規定に基づく届出を受理すること。

20 都市計画法第36条第2項_____、第37条第1号及び第45条、第53条第1項及び第2項並びに第65条の規定に基づく権限を行うこと。

21 第15号の規定に基づき権限を行つたことについて、都市計画法第42条第1項ただし書及び第2項の規定に基づく権限を行うこと。

22 都市計画法第43条第1項の規定に基づく権限（都市計画法施行令第36条第1項第3号ホに規定する建築等に関するものを除く。）を行うこと。

23 第15号、第18号、第20号（都市計画法第36条第2項の規定に係る部分を除く。）及び前2号の規定に基づき権限を行つたことについて、同法第81条第1項及び第82条第1項の規定に基づく権限を行うこと。

24 省略